

今治市子ども・子育て会議

会議次第

日時 令和6年11月21日(木)

15時00分から16時30分(予定)

場所 今治中央公民館2階 学習室

1 開 会

2 議 題

今治市こども計画の素案について

3 その他

4 閉 会

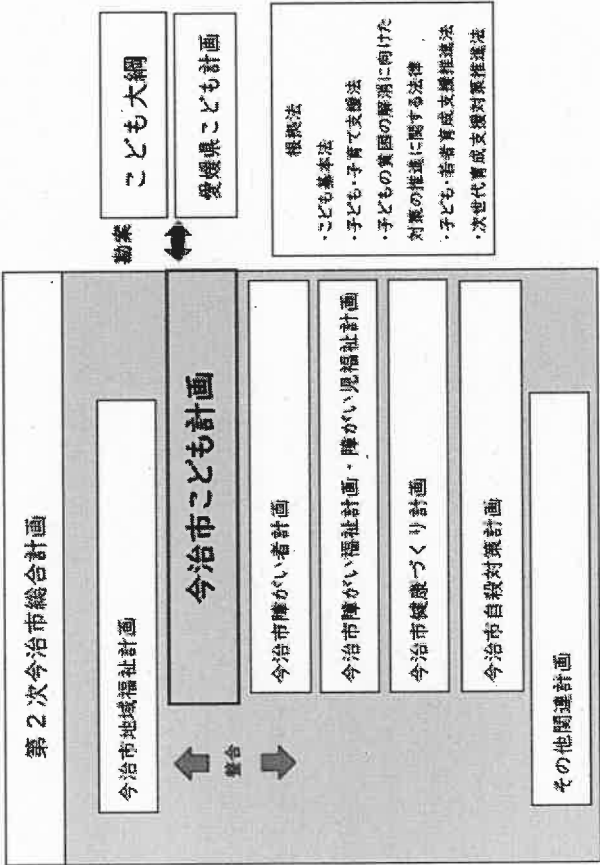
I 今治市子ども計画の概要

1 今治市子ども計画の位置づけと期間

本計画は、令和 4（2022）年に制定されたこども基本法第 10 条第 2 項に規定する「市町村子ども計画」として、「こども大綱」及び「都道府県子ども計画」を勘案して作成するものです。

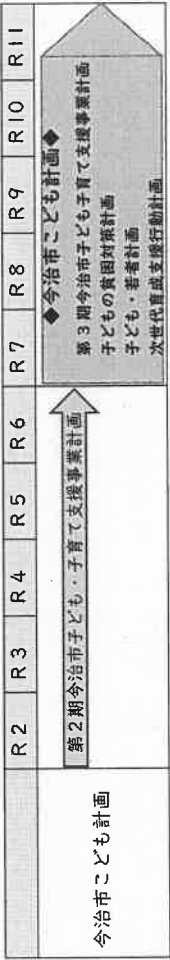
今治市は子どもについての施策の実施計画である「第 3 期子ども子育て支援事業計画」を内包する「今治市子ども計画」を策定し、今治版ネウボラを強力に推進することと子ども・若者施策に総合的かつ一体的に取り組んでいくこととします。

(1) 計画の位置



(3) 計画期間

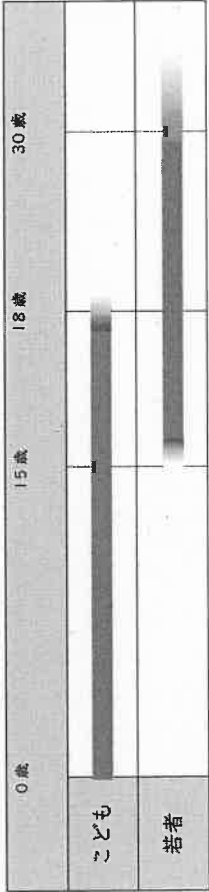
本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年とします。



(2) 計画の対象

妊娠前から 18 歳までの子どもを育てる全ての世帯を対象にした今治版ネウボラの子育て支援をさらに拡大し、こども大綱の理念に基づき、本計画については全てのこども・若者、子育て家庭を対象としています。

子ども・若者の範囲は、原則として 0 歳から概ね 29 歳までとしますが、施策の内容や個別の課題により、年齢で区切ることなく成長の過程にあるこども・若者を対象とします。

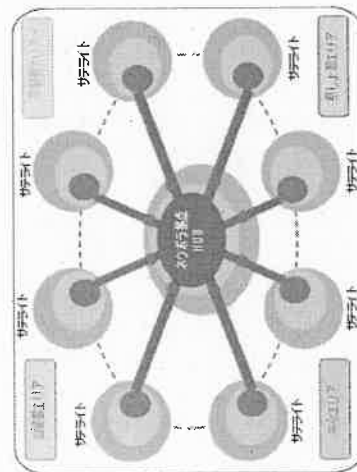


2 子ども・子育て支援の取組状況

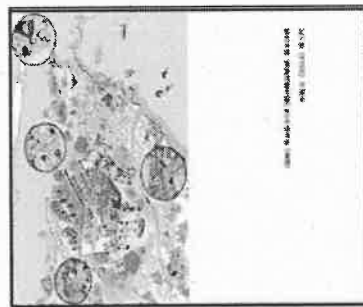
(1) 今治市が取り組む「今治版ネウボラ」の子育て支援

今治市は、妊娠期から18歳までのこどもを持つ全ての世帯に寄り添う「今治版ネウボラ」を強力に推進し、子育て支援、少子化対策に全力で取り組んでいます。こどもたちを地域全体で育てていくために地域の身近な相談窓口の充実や公園などの遊び場・居場所の確保と合わせて、市内中心部に点在している子育て関連施設等の集約化を図り、子どもも大人もわくわくと、安心して遊べる今治版ネウボラの中核を担う拠点施設の整備に向けた計画を進めています。

(仮称) 今治版ネウボラ拠点施設整備基本構想より
ネウボラ拠点施設を中核として地域全体にサテライト
が広がる



(原案) 今治版ネウボラ拠点施設整備基本計画



(2) 「今治版ネウボラ」のサテライト

今治版ネウボラの子育て支援施策が、広い市域にいきわたるようネウボラ拠点施設を中核に、市内のどこにいても今治版ネウボラの重層的な子育て支援が受けられるよう、今治版ネウボラのサテライトを充実させています。

相談サテライト …児童館や学校、保育所や地域子育て支援拠点

遊び場サテライト…市内各所の公園

育ちのサテライト…公民館や図書館

市内全域に広がるサテライトのイメージ



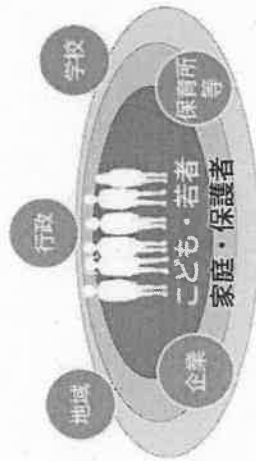
3 今治市子ども計画の基本理念

基本理念 つどい、つながり、支えあい 地域で育む今治のこども
～ウェルビーイングなまちな今治で 自分らしく輝き未来を生きる～

基本理念において地域で生きている皆がつどい、つながり、支えあいながら地域全体でこどもを育てることを表しており、今治市で自分らしく育ち、自ら輝き未来を生きるこどもたちの姿を表現しています。

本計画において、今治市は「こども大綱」が掲げる「こどもまんなか社会[※]」を目指し、様々な施策によって子育ての壁を取り除き、すべてのこどもが身体的、精神的、社会的にウェルビーイング[※]を実現することを支え、安心してこどもを産み、育てられる基盤をつくり、家庭環境や経済状況の違いがあっても、全てのこどもが希望を持って自分らしく安心して生きていけるよう、地域全体で取り組みます。

※こどもまんなか社会：全てのこども、若者が日本国憲法、こども基本法、こどもの権利憲章に基づき、権利の尊重がはかられ幸福な生活を送る社会
※ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に幸せな状態



地域全体が連携する子育て支援のイメージ図

目指す姿

こどもがそれぞれの幸せを実感しながら成長し、地域で心豊かに生活していけるよう、こどもの権利を守り、成長の土台である子育て世帯を切れ目なく支援し、成長環境を整え、持続可能な明るい希望の持てるまちになること

4 今治市子ども計画の施策体系

【基本理念】

つどい、つながり、支えあい 地域で育む今治のこども
～ウェルビーイングなまちな今治で 自分らしく輝き未来を生きる～

○基本目標1

こども・若者の、多様な人格・個性を尊重し、権利を守る

■成果指標

- ・家族から愛されている、大切にされていると感じるこどもの割合
- ・今の自分が好きだと思える若者の割合

○基本施策

- 1) こども・若者の権利の擁護・周知
- 2) こども・若者の意見表明の機会や社会参画の促進
- 3) 虐待やいじめ、ヤングケアラーなどの人権侵害の防止

○基本目標2

こどもや若者、子育て世帯のライフステージに応じた切れ目ない支援

■成果指標

- ・子育ての環境や支援への満足度

○基本施策

- 1) 妊娠前から子育て期まで切れ目ない子育て支援
- 2) 相談体制の充実と情報発信の強化

○基本目標3

こどもの良好な成長環境の確保と、貧困と格差の解消

■成果指標

- ・最近の生活にどれくらい満足しているかについて満足度が高いこどもの割合
- ・平日の放課後や休日過ごすことができる場所（児童館等）を利用したことがあるこどもの割合

○基本施策

- 1) 健やかな成長のための質の高い保育・教育環境の整備
- 2) 子育てや教育に係る経済的支援の充実
- 3) こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり
- 4) 関係機関と連携した、地域全体での子育て支援の環境づくり
- 5) 支援が必要なこども・若者を対象とした支援の充実
- 6) 犯罪などからこども・若者を守る
- 7) ひとり親家庭や経済的困難を抱える家庭への支援

○基本目標4

若い世代が安心して結婚、子育てに関する希望を持てる今治へ

■成果指標

- ・自分の将来について明るい希望を持っている若者の割合

○基本施策

- 1) こども・若者、子育て世帯にやさしい社会づくりのための機運醸成
- 2) 結婚し、こどもを産み、育てたいと望む若者を社会全体で支える
- 3) 共に協力しながら子育てできる社会の推進
- 4) 若い世代がライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供の強化

今治市こども計画

計画素案

令和6年11月
今治市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけと法的根拠
- 3 計画の対象と期間
- 4 計画の策定体制

第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く環境

- 1 今治市の現状
- 2 子ども・子育て支援に関する市民の意識調査の結果から
- 3 子ども・子育て支援施策の取組状況
- 4 こどももなか社会の実現へむけて

第3章 計画の基本理念と施策の展開

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の基本目標
- 3 施策体系

第4章 施策の展開

- 基本目標1 こども・若者の、多様な人格・個性を尊重し、権利を守る
- 基本目標2 こどもや若者、子育て世帯のライフステージに応じた切れ目ない支援
- 基本目標3 こどもの良好な成長環境の確保と、貧困と格差の解消
- 基本目標4 若い世代が安心して結婚、子育てに関する希望を持てる今治へ

第5章 個別計画

- 1 子ども・子育て支援事業

第6章 推進体制

- 1 計画の推進に向けて
- 2 情報の提供・周知
- 3 広域調整や県との連携

資料編

- 1 今治市子ども・子育て会議条例
- 2 今治市子ども・子育て会議委員名簿
- 3 策定の経緯
- 4 アンケート調査結果

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国においては、急速な社会情勢の変化や若者の結婚や子どもに対する意識が大きく変化していく中、異次元の少子化対策を推進し、将来を担う子どもに関する施策を強かに推進するために令和5年4月1日に「子ども家庭庁」を発足させるとともに、「子ども基本法」が施行されました。「子ども基本法」では、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができるよう基本理念を定め、子ども施策の基本となる事項が定められました。

また同年12月には子ども政策を総合的に推進するため、「子ども大綱」を定め、常に子どもや若者の最善の利益を第一に考え、子ども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えています。子どもや若者を権利の主体として認識し、子どもや若者の視点で、子どもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもや若者の権利を保障します。そして、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現を目指すこととなりました。

今治市では国の動きに先立ち、令和4年3月に今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」創設計画を策定し、関係機関の連携強化、窓口の一本化、地域の広さに合わせた対応など、妊娠前から18歳までの子どもを持つ全ての世帯に寄り添う「今治版ネウボラ」を強力に推進し、子育て支援、少子化対策に全力で取り組んでいます。

「今治市子ども計画」（以下、「本計画」）は、「子ども大綱」の趣旨を踏まえ、これら社会の課題に対応しながら、子ども・若者の成長と子育てを支援する取組を総合的かつ一体的に推進し、さらなる充実を図ることを目的に策定します。

「子ども」表記について

子ども基本法において、「子ども」とは、「心身の発達の過程にあるもの」と定義されています。一定の年齢で線を引くことがないよう「子ども」と平仮名表記されています。そのため、本計画においても、特別な場合（法令に根拠がある、固有な詞等）を除き、「子ども」を用います。

2 計画の位置づけと法的根拠

(1) 計画の位置づけ

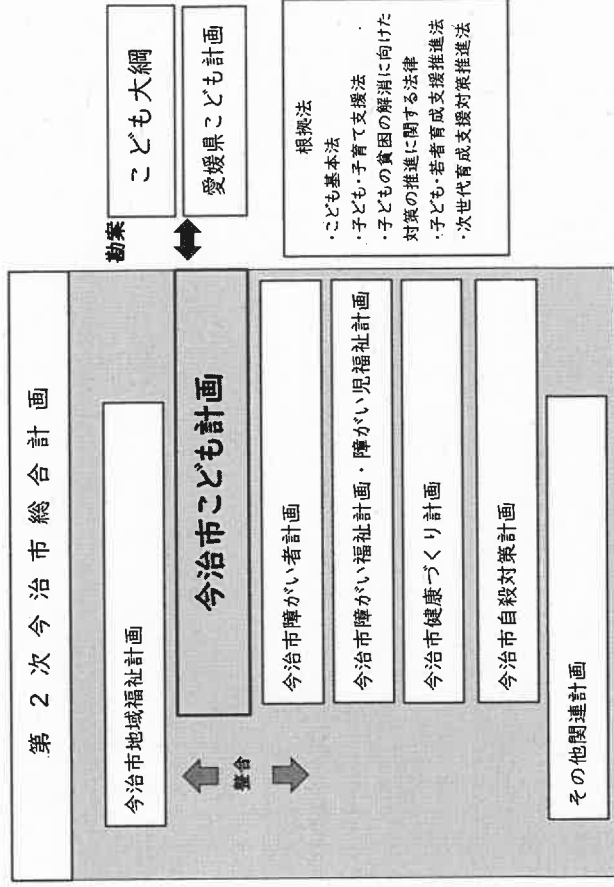
本計画は、令和4（2022）年に制定された子ども基本法第10条第2項に規定する「市町村子ども計画」として、「子ども大綱」及び「都道府県子ども計画」を勘案して作成するものです。

また、本計画は、子ども基本法に基づく「市町村子ども計画」であるとともに、子どもに関する次に掲げる法定計画を内包する総合的な計画です。

- ① 子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- ② 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子ども貧困対策計画」
- ③ 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」
- ④ 次世代育成支援推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」

本計画の策定にあたっては、本市の最上位計画である「第2次今治市総合計画」をはじめ、「第3期今治市地域福祉計画」や他の関連する計画との整合性を図ります。

■ 本計画の関連計画



(2) 計画の法的根拠

① こども基本法

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法であり、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

本計画は、こども基本法が定める「市町村こども計画」です。

※こども施策とは、①新生児期から思春期の各段階を経て、大人になるまで切れ目なく行われる子どもの健やかな成長に対する支援、②子育てに伴う喜びを実感できるようにするための就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援、③家庭における養育環境、その他のこどもの養育環境の整備などを目的とする施策のことです。

<こども基本法の基本理念について>

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。		
1	すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。	すべてのこどもは年齢や発達段階に応じて、意見が尊重され、こどもの心とこれからの人生に最もよいことが優先して考えられること。
2	すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。	子育ては親を基本としながらも、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが望ましいこどもも、施設と家庭の両方で確保されること。
3	年齢や発達段階により、自分と直接関係することに関与でき、社会のさまざまな活動に参加できること。	家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

出典：こども家庭庁 HP より

② こども大綱

こども大綱は、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めており、「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」の3つの大綱が一元化されたものです。

こども大綱が目指すのは、「こどもまんなか社会」の実現であり、それは、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができている社会のことです。本計画は、「こども大綱」を勘案して策定されるこども施策についての計画です。

③ 子ども・子育て支援法

「子ども・子育て支援法」は、すべてのこどもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の必要な措置をとる法律であり、子ども・子育て支援法と他の2法による「子ども・子育て支援制度」は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられました。

本計画は、「子ども・子育て支援法」が定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」を内包します。

④ 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」は、貧困によりこどもたちが適切な養育や教育、医療を受けられない、多様な体験ができず、権利が侵害される、社会から孤立することなどを防ぐために、子どもの貧困解消のための基本理念を定め、国やその他の責任を明確にし、対策を総合的に推進する法律です。

本計画は、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」が定める「市町村子どもの貧困対策計画」を内包します。

⑤ 子ども・若者育成支援推進法

「子ども・若者育成支援推進法」は、こどもや若者が将来の社会を担う大切な存在であり、健やかな成長が社会の発展の基盤となることを前提として、こども・若者の健やかな育成、こども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援や施策を総合的に推進するための法律です。

本計画は、「子ども・若者育成支援推進法」が定める「市町村子ども・若者計画」を内包します。

⑥ 次世代育成支援対策推進法

「次世代育成支援対策推進法」は、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的としています。

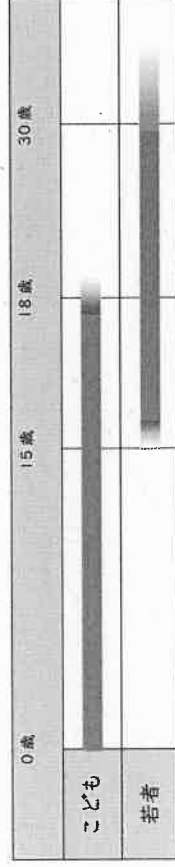
本計画は、「次世代育成支援対策推進法」が定める「次世代育成地域行動計画」を内包します。

3 計画の対象と期間

(1) 計画の対象

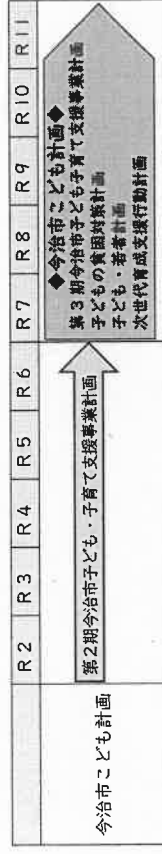
妊娠期から18歳までの子どもを育てる全ての世帯を対象にした今治版ネウボラの子育て支援をさらに拡大し、子ども大綱の理念に基づき、本計画については全ての子ども・若者、子育て家庭を対象としています。

子ども・若者の範囲は、原則として0歳から概ね29歳までとしますが、施策の内容や個別の課題により、年齢で区切ることなく成長の過程にある子ども・若者を対象とします。



(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。



4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

「今治市子ども・子育て会議条例」に基づき、学識経験のある人、関係団体の代表者、その他子どもの育成及び子育て支援対策への意欲がある人からなる「今治市子ども・子育て会議」を開催し、協議の上、策定しました。

(2) アンケート調査の実施

令和5年12月に未就学児童と令和6年6月から7月に小学生の保護者を対象として実施した「子ども・子育て支援事業におけるニーズ調査」、令和6年6月に小学生・中学生とその保護者を対象とした「子どもの生活状況に関する実態調査」、令和6年6月から7月に18歳から29歳の市民を対象として実施した「子ども・若者の意識と生活に関する調査」を計画策定の基礎資料としました。

(3) 子ども・若者へのヒアリングの実施

令和6年9月に18歳から22歳の若者を対象とし、また令和6年12月に15歳から25歳までの子ども・若者を対象としたヒアリングをワークショップ形式で実施し、子ども・若者の意見を聴取して計画策定の基礎資料としました。

(4) パブリックコメントの実施

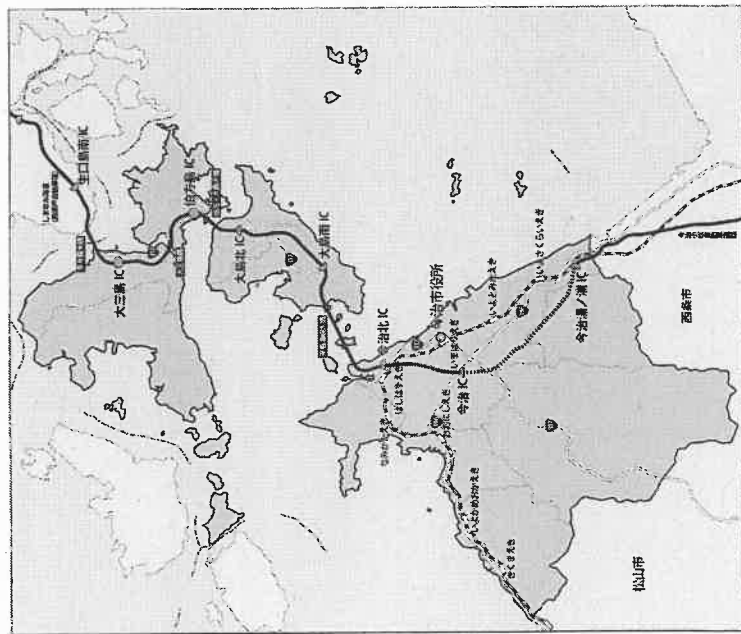
パブリックコメントを令和6年12月から令和7年1月に実施し、市民から広く意見聴取を行い、計画書に意見反映を行いました。

第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く環境

1 今治市の現状

(1) 今治市の概要

本市は、愛媛県の北東部・瀬戸内海のほぼ中央部に位置し、高縄半島と芸予諸島にまたがり、中心市街地がある平野部や、緑豊かな山間部、そして、瀬戸内しまなみ海道、安芸灘とびしま海道が架かる世界有数の多島美を誇る島しょ部からなる変化に富んだ地勢で構成されています。平成17年1月、旧今治市及び旧越智郡11か町村の合併により、新「今治市」が誕生し、松山市に次ぐ県下第2の都市として現在に至っています。

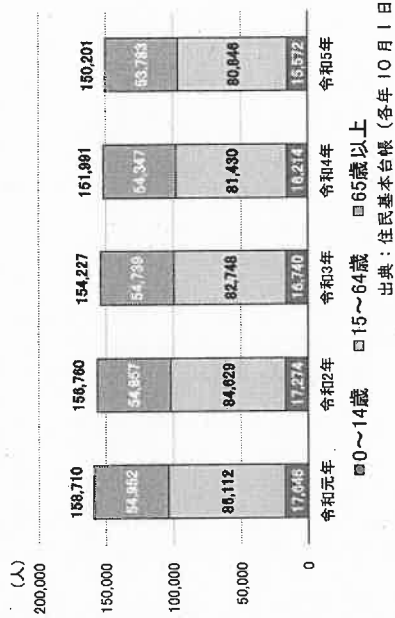


今治市地図

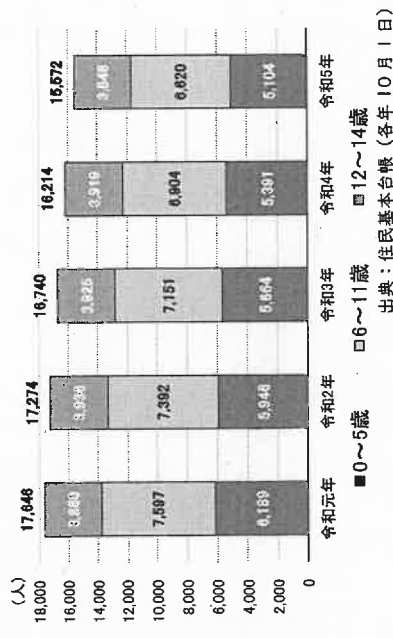
(2) 統計による今治市の状況

①人口・世帯の動向

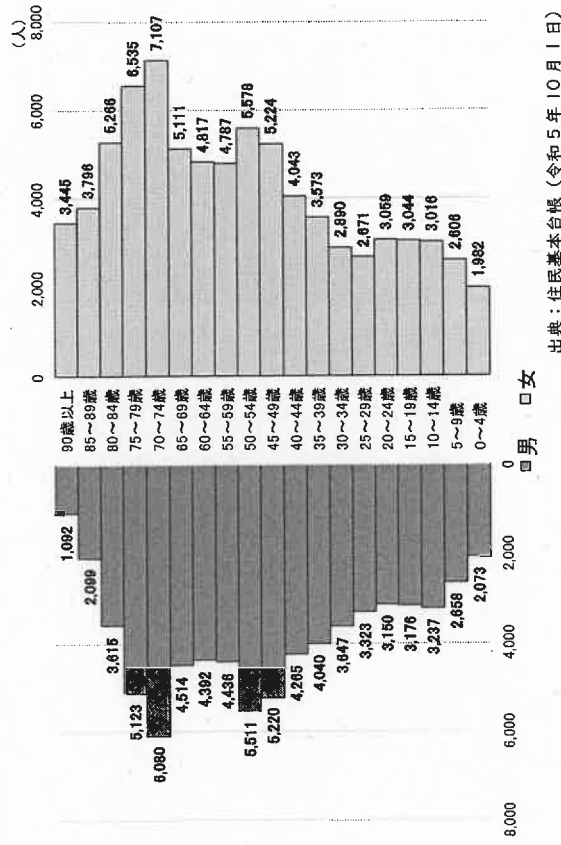
■ 年齢3区分別人口の推移



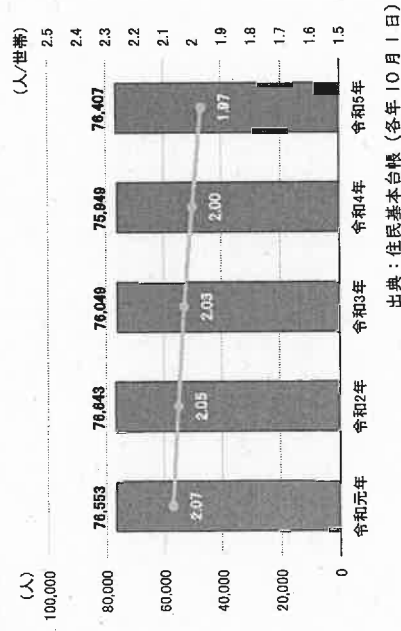
■ 年少人口の推移



■人口ピラミッド

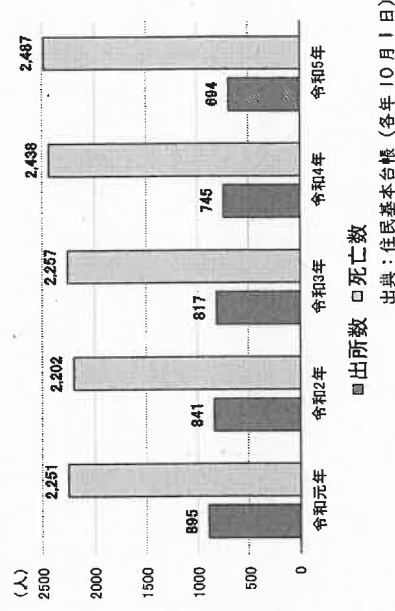


■世帯数の推移

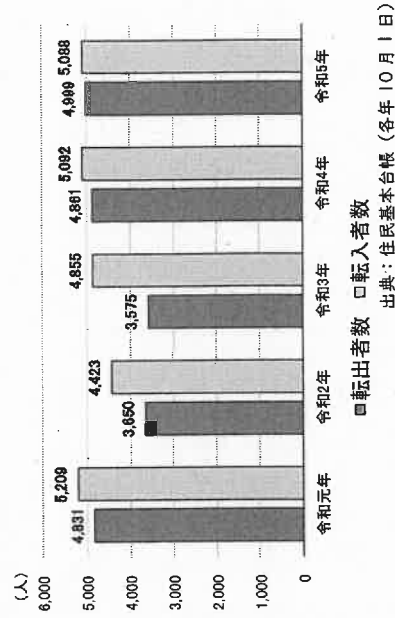


②人口動態等の状況

■出生数・死亡数の推移

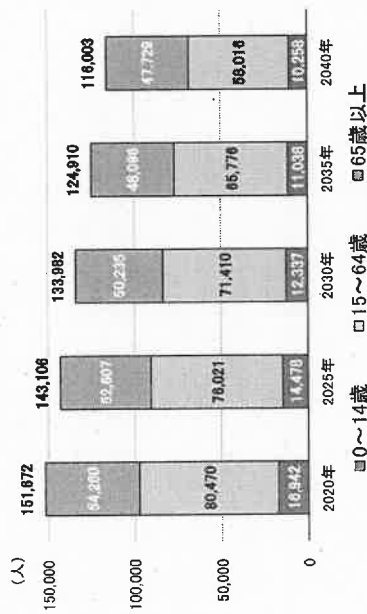


■転入者・転出者の推移



③推計人口

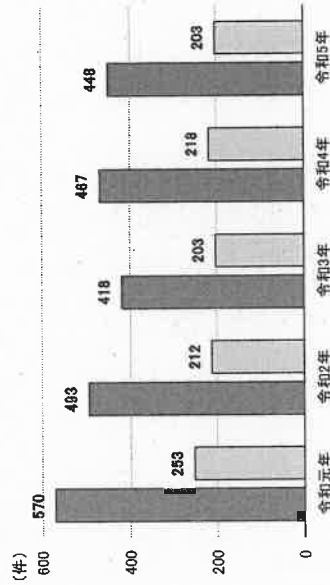
■将来推計人口
国立社会保障・人口問題研究所が公表した本市の将来推計人口



出典：国立社会保障・人口問題研究所
※2020年は、国勢調査による実績値

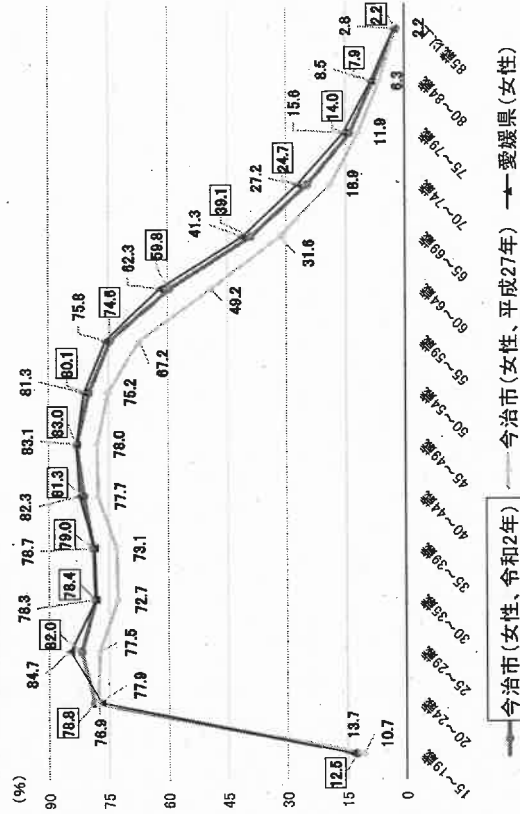
④婚姻・女性の就業率の状況

■婚姻・離婚件数の推移



出典：住民基本台帳（各年10月1日）

■女性の就業率の推移



出典：平成27年、令和2年国勢調査

2 こども・子育てに関する市民の意識調査の結果から

(1) こどもの成長と子育て支援に関するアンケート（ニーズ）調査

①調査の目的

本調査は、「こども計画」策定の基礎資料として、確保を図るべき教育・保育・子育て支援に関するニーズを把握し、こどもや保護者に対する支援を充実させることを目的としています。

②調査概要

調査地域	今治市全域
調査対象者	今治市内の小学校に通う小学生のこどものいる世帯
抽出方法	調査対象者の中から無作為抽出
調査時期	令和6年6月21日～7月16日
調査方法	郵送配布、郵送回収による郵送調査法
配布数	1,000件
有効回収率	430件（43.0%）

③調査結果からみえる課題

- ・母親の就労率を見ると、就労率が8割を超えており、就労していない人でも就労希望が5割を超えています。一方、こどもを預かってもらえない親族・知人がいない人が1割を超え、親族や知人がいても心配・心苦しい・不安がある人が半数を超えていることから、こどもの預かりについての問題が生じる可能性があります。
- ・この1年間で、こどもが病気やケガで教育・保育事業を利用できなかった時の対処法についてみると、「母親が休んだ」が7割近く（パート・アルバイトでは8割を超えている）を占め、「仕方なくこどもだけで留守番させた」が、7.2%となっています。その一方、病児・病後児保育やファミリー・サポーター・センター等の利用は2%以下となっており、母親の就労に関する問題、こどもだけの留守番という安全面の問題、支援サービスの利用率が低い状況がみられ、それぞれの問題について対処する必要があるようです。

- ・今治市で行われている子育て支援事業について、認知度の低い事業が複数ありました。また、今後利用したい事業をみると、「子育てファミリー応援ショップ事業」と「児童館」が約40%、「教育相談」が約20%である一方、利用希望が2割以下の事業が複数あることがわかりました。支援が必要な人に支援が行えるよう、事業についての周知、利用促進を図る必要があります。

- ・子育てに関する不安や負担がある人の割合では、過半数が不安や負担があると回答しており、子育てに関して気軽に相談できる人については、「祖父母などの親族」が7割を超え、「友人・知人」が6割を超えている一方、「いない」と回答した人が3.5%存在し、公的機関はすべて5%未満となっています。子育てに関する不安や負担を解消するためにも相談窓口についての周知を継続して行う必要があります。

- ・育児休業の取得についてみると、「取得していない」人の割合が母親で約3割、父親8割以上となっており、子育て世代が仕事と家庭生活の両立を図るために、育児休業を取得しやすくするための環境を整える必要があります。

- ・行政の支援の充実についての希望をみると、割合が高い順に、「経済的援助の拡充」が過半数、「公園や屋内施設の整備」が約半数、「医療体制の整備」が約4割となっています。今治市の子育て環境や支援への満足度をみると、5年前の調査と比較して満足度は向上してきているものの、満足度が低い人の割合が約2割となっており、「フルタイム」で就労している人の割合が他よりも高くなっています。働く親へのサポートを拡充しさらに子育て環境の整備や支援を充実させる必要があります。

(2) こども・若者の意識と生活に関する調査

①調査の目的

本調査は、「こども計画」策定の基礎資料として、こども・若者が日常生活で感じていることや意識していることを把握し、こども・若者の生活の質の向上を目的としています。

②調査概要

調査地域	今治市全域
調査対象者	今治市内在住の18歳～29歳の方
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出
調査時期	令和6年6月28日～7月31日
調査方法	郵送配布・郵送回収およびWEB回答のハイブリッド方式
配布数	1,180件
有効回収率	260件（22.0%）

③調査結果からみえる課題

- ・自分自身についての設問において、「今の自分が好きだ」の問いに「あてはまらない」と答えた人の割合が、3割を超えており、「自分自身に満足している」に「あてはまらない」人は半数近くおり、自分が幸せだと思わない人が1割以上、孤独であると感じている人も同様に1割以上の人がおり、自分に対して否定的な傾向がある人が多くいることが伺えます。自己実現を図る教育の充実、ストレスや不安を感じる人へのメンタルサポート、若者が社会に貢献できる機会を増やすコミュニティ活動の促進などに取り組み、若者の自己肯定感・幸福感を高める必要があります。
- ・自分の将来について、3割の人が「希望がない」と答えており、「自分が20年後どうなっていると思うか」の問いでは、過半数の人が「多くの人の役に立っていない」、3割を超える人が「子どもを育てていない」、同じく3割を超える人が「結婚していない」、2割の人が「幸せになっていない」と回答しています。若者が将来に対し希望を保持するように、自分の趣味や才能を発揮できる多様なスキル開発や研修等の提供、若者が安心して働ける環境の整備、自分の夢を追求できるような支援が求められます。
- ・社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった状態の改善に役立ったことについては、「家族や親類の助け」「友人の助け」「時間がたつて状況が変化した」が上位を占めています。相談機関を挙げている人は概ね5%以下となっています。また、若者を対象とした育成支援機関等の認知度をみると、「職業安定所等の就労支援機関」「児童館」「児童相談所」が4割前後ですが、他の機関についてはそれぞれ概ね2割以下となっています。若者を対象とした支援や相談窓口の体制整備とともに、周知の徹底を図る必要があります。
- ・若者の結婚希望は7割を超えていますが、結婚していかない理由をみると、「まだ出会っていないから」が4割の人が答えており、「お金がないから」3割、「自分に自信がない」が2割を超えています。また、少子化対策における若い世代への取組について重要だと思われるものと、「結婚・妊娠・子育てに夢を持てる環境づくり」と「若者の経済的基盤の安定と雇用対策」がともに7割を超え、最も高くなっています。若者の結婚への希望を実現できるよう、若者が結婚しやすい環境を整え、結婚や子育てをすることへのハードルを下げる必要があります。

(3) こどもの生活状況調査

① 調査の目的

本調査は、「こども計画」策定の基礎資料として、こどもたちが直面している貧困の現状を詳細に把握し、適切な支援策実施し、こどもたちが健やかに成長できる環境を整え、貧困の連鎖を断ち切ることを目的としています。

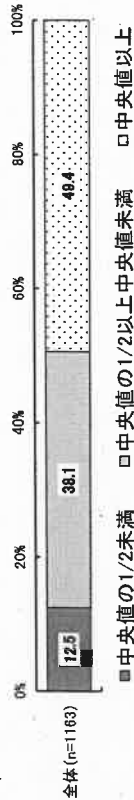
② 調査概要

調査地域	今治市全域
調査対象者	小学生 今治市内の小学校に通う小学5年生
	中学生 今治市内の中学校に通う中学2年生
	保護者 上記小・中学校児童生徒の保護者
抽出方法	小学生・中学生の対象学年在籍者全数
調査時期	令和6年6月7日～令和6年6月21日
調査方法	学校を通じての配布・回収
配布数	小学生：1,102件、中学生：1,061件、保護者：2,163件
有効回収率	小学生：942件 85.5%、中学生生徒：800件 75.4%、 保護者：1,250件 57.8%

◎等価世帯収入の算出結果

分類	今治市	国
中央値となる等価世帯収入	267.4万円	317.5万円
中央値の1/2となる等価世帯収入	133.7万円	158.8万円
中央値の1/2未満	12.5%	12.9%
中央値の1/2以上中央値未満	38.1%	36.9%
中央値以上	49.4%	50.2%

・今治市の等価世帯収入の水準



■ 中央値の1/2未満 □ 中央値の1/2以上中央値未満 □ 中央値以上

② 調査結果からみえる課題

保護者・こどもの生活状況について、全国調査結果から導き出された実態と比較し、今治市の現状を分析しています。

■ 調査結果

- ・今治市の等価世帯収入の水準を世帯の累計別に「中央値の1/2未満」の率をみると、ふたり親では6.9%のところ、ひとり親、特に母子世帯において54%が該当しており、貧困の課題がある割合が高くなっています。
- ・現在の暮らしの状況について、「苦しい」又は「大変苦しい」と回答した割合は、中央値の1/2未満の世帯やひとり親世帯では、回答者の半数以上が生活の苦しさを感えています。
- ◇ (全体) 苦しい+大変苦しい=29.6%
- ◇ (中央値の1/2未満) 苦しい+大変苦しい=64.8%
- ◇ (ひとり親) 苦しい+大変苦しい=52.0%
- ・また、「中央値の1/2未満」の世帯では、食料や衣類が買えないことがある率、食事の頻度において1日3食の食事をとっていない日がある率が高くなっており生活面の困難さが目立っており、こどもの健全育成のための環境を整える必要がありま

す。

- ・普段の学校以外での勉強の時間をみると、ふたり親世帯の「まったくしない」割合がひとり親の倍以上となっており、クラスの中での成績では、ひとり親世帯の「上のほう」の割合がふたり親の半分以下となっており、世帯によりこどもの学習に影響が出ていることが分かり、基礎学力の向上の取組や放課後の学習支援を進める必要があり

ります。

- ・将来の進学先をみると、収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、「中学、高校」「中学、高校、専門学校」までと答えた人の割合が他の項目よりも高くなっており、生活面での困窮によって、将来の進学先への希望が低く、進路が狭まっていることが分かり、貧困の連鎖を断ち切るためにも、学習支援等と同時に奨学金などの経済面での支援や将来の進路への希望を上げる取組が必要です。

- ・困っていることや悩みごとがある時の相談先(ひと)をみると、「だれにも相談できない、相談したくない」の割合が1割を超えています。適切な支援につなげる必要があり

ますが、支援や見守りにあたっては、こどもや保護者の気持ちに配慮しながら寄り添い、支援につなげていく必要があります。

(4) 意見聴取結果

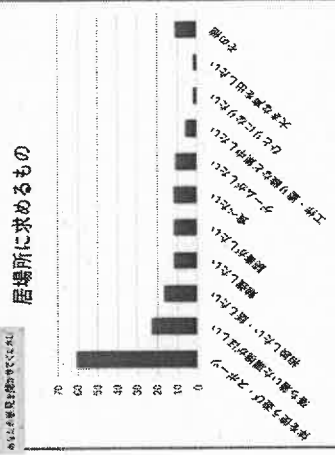
■ こども・若者、子育て当事者の意見

こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、施策をともに進めていくために意見ヒアリングを行っています。

365日ネウボラBOX	ホームページ上に意見箱「ネウボラBOX」を設置して子育て施策や拠点施設について意見を求めている
こどものいけんBOX	市内7か所の児童館に「こどもの意見BOX」を設置してこどもの居場所についての意見を求めた
こどもが真ん中親会議	子育て中のお母さん、お父さん、支援者を集め、市長と座談会形式で意見交換を実施した
中学生議会	中学生が議員となり議会質問を行った
こども未来会議	今治市内の小中高から各校1名が集まり、各地域が持つ魅力や課題について知り、理解を深めながら、将来の今治市について考える会議を開催した
若者意見ヒアリング	今治市を離れて生活している大学生に居場所や結婚観についてヒアリングを行った



◇ こどもの意見 (こどものいけんBOXより)



- ・大学生世代に、自治体が発している子育て支援が伝わっていない。
- ・子育てには経済的負担がかかるがイメージがある。
- ・大学進学率が上がるにつれ学費の負担やこどもが増えるとしんどい印象がある。
- ・子育ての支援内容や制度を広報していくこと、若い世代に結婚・子育てに希望が持てる啓発活動の継続が必要ではないか。
- ・若い世代が出会う機会がないと感じている。

◇ 若者の意見 (若者意見ヒアリングより)

◇ 子育て当事者の意見 (こどもが真ん中親会議より)

- ・天候に関係なく子どもが遊べる居場所があればいい。
- ・一時保育を気軽に利用したい。公園のトイレや遊具を整備してほしい。
- ・母子保健事業や子育て支援事業の周知が不足している。
- ・子育てひろばで年齢に関係なく遊べたらいい。
- ・こども医療費18歳まで無償化がありがたい。

3 子ども・子育て支援の取組状況

(1) 今治市が取り組む「今治版ネウボラ」の子育て支援

今治版ネウボラの推進

今治市は母子保健、福祉、教育の情報共有と連携強化や、相談窓口の一本化による相談体制の強化、地域の広さや多様なライフスタイルに合わせた対応等の課題に対応するため、令和4年4月に今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」創設計画を策定しました。それに基き、つぎ組織改革を行い、0歳から18歳までのすべての子育て世帯に寄り添い、子どもの成長や発達過程に際したきめ細かな支援を切れ目なく行うために、こども未来部にネウボラ政策課を新設し、子育て世帯の複雑多岐にわたる問題に一元的かつ総合的にアプローチする体制をスタートさせ、「今治版ネウボラ」の子育て支援に取り組んでいます。ネウボラ政策課を子育て支援を包括的に行う中核組織「未来子育て支援機構」として位置づけ、今治版ネウボラの推進を図っています。

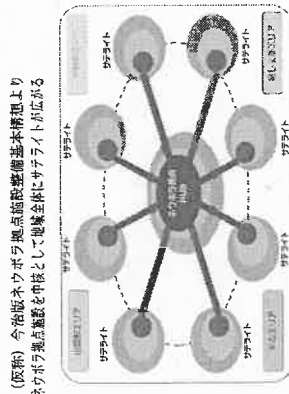


今治版ネウボラ未来子育て支援機構創設計画におけるイメージ図

今治市は、妊娠前から 18 歳までのこどもを持つ全ての世帯に寄与添う「今治版ネウボラ」を強力に推進し、子育て支援、少子化対策に全力で取り組んでいます。こどもたちを地域全体で育てていくために地域の身近な相談窓口の充実や公園などの遊び場、居場所の確保と合わせて、市内中心部に点在している子育て関連施設等の集約化を図り、子どもも大人もわくわくと、安心して遊べる今治版ネウボラの中心を担う拠点施設の整備に向けて計画を進めています。

19

「ついで つながら はぐくむ みんなの居場所〜こどもが輝く未来を創る〜」という基本理念のもと、本市の子育てのランドマークとなる中核を担う施設を整備する計画を進めるとともに市内各所をネウボラサテライトとして位置づけ、今治版ネウボラの子育て支援を充実させます。



(仮称)今治版ネウボラ拠点施設整備基本構想より



(仮称) 今治版ネウボラ拠点施設整備基本計画

市域の広さや社会の変化に合わせた対応

今治版ネウボウの子育て支援施策が、広い市域にいきわたるようネウボウ拠点施設を中核に、市全体で全ての子育て世代に密に添った環境の充実を目指しています。

児童館や学校、保育所や地域子育て支援拠点事業所などを「相談サテライト」と位置づけ、地域の身近な相談窓口を充実させるとともに、市内各所の公園などを「遊び場サテライト」として整備を進め、さらに公民館や図書館を「育ちのサテライト」として、市内のどこにいても、今治版ネウボウの重層的な子育て支援が受けられるよう整備を進めています。

年少人口の減少や共稼ぎ世帯の増加、核家族化など社会の変化に伴うニーズの変化を捉え、将来にわたって持続可能で、誰もが地域でいきいきと成長し、希望を持って結婚や子育てにチャレンジできる環境の充実に目指します。



20

4 こどもまんなか社会の実現へむけて

(1) こどもの権利について

- ・こどもの権利に関して、すべての市民が理解できるよう、広く周知し、社会全体で共有を図る必要があります。
- ・県の発表によると、令和4年度の児童虐待相談件数は、1,741件と、児童虐待への社会的関心の高まりを背景とともに、高い水準で増加しています。中でも「心理的虐待」の件数が1,000件を超えて最も多くなっています。令和5年度のいじめについての報告では、児童生徒1,000人あたりの発生件数、認知件数では全国で最も低い一方、認知件数自体は全国と同様に増加傾向となっています。このような事態に対して早期発見・早期対応を図るとともに、こどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させる必要があります。
- ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながるため、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う必要があります。

(2) 子育て支援サービス等について

- ・乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで、ライフステージを通して、社会全体でこどもと子育て当事者を支え、こどもの健やかな成長の障壁となる社会的な子育ての壁を取り除く必要があります。
- ・アンケート調査結果からも保護者が子育てに関する不安や負担がある人が半数を超えています。相談先として、公的機関の相談窓口に対する認識が低く、子育ての不安や負担を解消するためにも、相談体制の整備とともに、保護者への周知を継続して行う必要があります。
- ・アンケート調査結果によると、こどもが病気やケガの場合の支援サービスの利用の割合が低い状態となっており、周知を徹底するとともに、緊急時の支援として、サービスの利用促進へとつなげることで、どのような状況でもこどもが健やかに育つという安心感を持つことができるように取り組む必要があります。
- ・今治市の子育て環境や支援への満足度では、5年前の調査と比較して満足度が高い人が増加している一方、2割の人が満足度が低いという結果となっています。子育て当事者が、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるよう取り組み、社会全体で切れ目なく支えていくことは、こどもと子育て当事者にとって欠かせないものであり、さらに子育て環境の整備や支援を充実させていく必要があります。

(3) こどもの貧困対策について

- ・貧困と格差はこどもや子育て家庭の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約し、ひいては社会の安定と持続性の低下につながることから、貧困と格差の解消を図り、良好な育成環境を確保する必要があります。
- ・アンケート調査結果にあるように、収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では多くの困難に直面しており、それぞれの世帯が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した支援を寄り添い、進めるとともに、こどもが自らの将来をあきらめないよう、貧困の解消・貧困の連鎖の防止に取り組む必要があります。
- ・こども・若者や子育て家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合い、いじめ、不登校、孤立など様々な形態で表出する者であり、こども・若者自身への支援に加え、保護者への支援を始めとする育成環境や社会的養護へ対応も検討する必要があります。

(4) 若者への支援について

- ・若い世代の雇用と所得環境の安定を図り、経済的基盤を確保できるよう支援することにより、若い世代が自己肯定感を養い、自らの将来を見通し、将来への希望をもって生きられる社会を築く必要があります。
- ・若い世代が、自らの選択で結婚し、こどもを持ち、子育てしたいと望むとき、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことが少子化対策の基本であると認識し、こども・若者に選ばれるまちづくりを進める必要があります。
- ・アンケート調査結果にあるように、若者を対象とした育成支援機関に関する周知を徹底し、利用促進につなげる必要があります。

第3章 計画の基本理念と施策の展開

1 計画の基本理念

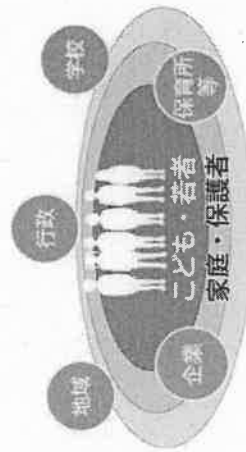
【基本理念】

つどい、つながり、支えあい 地域で育む今治の子ども
～ウェルビーイングなまち今治で 自分らしく輝き未来を生きる～

基本理念において地域で生きる皆がつどい、つながって支えあいがながら地域全体で子どもを育てることを表しており、今治市で自分らしく育ち、自ら輝き未来を生きることが私たちの姿を表現しています。

本計画において、今治市は「子ども大綱」が掲げる「子どもまななか社会※」を目指し、様々な施策によって子育ての壁を取り除き、すべての子どもが身体的、精神的、社会的にウェルビーイング※を実現することを支え、安心して子どもを産み、育てられる基盤をつくり、家庭環境や経済状況の違いがあっても、全ての子どもが希望を持って自分らしく安心して生きていけるよう、地域全体で取り組みます。

※子どもまななか社会：全ての子ども、若者が日本国憲法、子ども基本法、子どもの権利条約の精神にのっとり、権利の保護がはかられ幸福な生活を遂げる社会
※ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に幸せな状態



目指す姿

子どもがそれぞれの幸せを実感しながら成長し、地域で心豊かに生活していけるよう、子どもの権利を守り、成長の土台である子育て世帯を切れ目なく支援し、成長環境を整え、持続可能な明るい希望の持てるまちなちになること

2 計画の基本目標

計画の基本的な考え方である基本理念「つどい、つながり、支えあい 地域で育む今治の子ども～ウェルビーイングなまち今治で 自分らしく輝き未来を生きる～」の目指す姿を実現していくために、4つの基本目標を定めます。

基本目標1.

子ども・若者の、多様な人格・個性を尊重し、権利を守る

子ども・若者を自立した個人として尊重し、自己を確立していく過程を社会全体で支える。意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であることを認識し、その権利を守る。

基本目標2.

子どもや若者、子育て世帯のライフステージに応じた切れ目ない支援

子どもが若者となり自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において様々な分野の機関が有機的に連携し、切れ目なく支える。

基本目標3.

子どもの良好な成長環境の確保と、貧困と格差の解消

全ての子ども・若者が人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる環境を整え、困難な状況にある家庭や子ども・若者を取り残さず、誰もが多様な学びや、体験活動を通じて成長できるような支援する。

基本目標4.

若い世代が安心して結婚、子育てに関する希望を持てる今治へ

「子育てにやさしいまち今治」を実現し、若い世代が将来を見通して安心して結婚や子育てへ進んで行くことができよう支援し、ライフプランを描く機会や必要な情報を提供する。

【基本理念】

つどい、つながり、支えあい 地域で育む今治の子ども
〜ウェルビーイングなまち今治で 自分らしく輝き未来を生きる〜

○基本目標 1

子ども・若者の、多様な人格・個性を尊重し、権利を守る

■成果指標

- ・家族から愛されている、大切にされていると感じる子どもの割合
- ・今の自分が好きだと思ふ若者の割合

○基本施策

- 1) 子ども・若者の権利の擁護・周知
- 2) 子ども・若者の意見表明の機会や社会参加の促進
- 3) 虐待やいじめ、ヤングケアラーなどの人権侵害の防止

○基本目標 2

子どもや若者、子育て世帯のライフステージに応じた切れ目ない支援

■成果指標

- ・子育ての環境や支援への満足度

○基本施策

- 1) 妊娠前から子育て期まで切れ目ない子育て支援
- 2) 相談体制の充実と情報発信の強化

○基本目標 3

子どもの良好な成育環境の確保と、貧困と格差の解消

■成果指標

- ・最近の生活にどれくらい満足しているかについて満足度が高い子どもの割合
- ・平日の放課後や休日過ごすことができる場所（児童館等）を利用したことがある子どもの割合

○基本施策

- 1) 健やかな成長のための質の高い保育・教育環境の整備
- 2) 子育てや教育に係る経済的支援の充実
- 3) 子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくり
- 4) 関係機関と連携した、地域全体での子育て支援の環境づくり
- 5) 支援が必要な子ども・若者を対象とした支援の充実
- 6) 犯罪などから子ども・若者を守る
- 7) ひとり親家庭や経済的困難を抱える家庭への支援

○基本目標 4

若い世代が安心して結婚、子育てに関する希望を持てる今治へ

■成果指標

- ・自分の将来について明るい希望を持っている若者の割合

○基本施策

- 1) 子ども・若者、子育て世帯にやさしい社会づくりのための機運醸成
- 2) 結婚し、子どもを産み、育てたいと望む若者を社会全体で支える
- 3) 共に協力しながら子育てできる社会の推進
- 4) 若い世代がライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供の強化

第4章 施策展開

基本目標 1 子ども・若者の、多様な人格・個性を尊重し、
権利を守る

【子ども大綱基本方針 1、2】

子ども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参加と自己選択・自己決定・自己実現の主体である。つまり、子ども・若者は、心身の発達過程においても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体である。子ども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、子ども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図る。

子ども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参加することが、社会への影響力を発揮することにつながり、大人は、子ども・若者の最善の利益を実現する観点から子ども・若者の意見を年齢や発達程度に応じたて尊重する。子ども・若者が意見表明をし、社会に参加する上でも意見形成は欠かせないものであることから、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。

【施策の推進】

- ・子ども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知します。
- ・子ども・若者の社会参加や意見表明の機会の充実に取り組みます。
- ・虐待やいじめ、ヤングケアラーなどの人権侵害を防止するとともに、学校や関係機関等と連携し、早期発見・早期対応に取り組みます。

【成果指標】

- ・家族から愛されている、大切にされていると感じる子どもの割合
- ・今の自分が好きだと思ふ若者の割合

(1) 子ども・若者の権利の擁護・周知

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
子どもの権利擁護の推進	◆啓発活動等を通じて、子どもたちが本来持つ権利を尊重するとともに、必要な保護を効果的に実施し、「子どもの最善の利益」の実現を図ります。 ◆互いに人権を大切にしようとする家庭や地域の環境づくりのため、保護者に対し、地区別懇談会や公民館利用者対象の人権・同和教育研修会を継続して実施し、人権に関する学習機会や情報の提供に努めます。	ネウボラ政策課 市民参画課

学校等における人権教育の推進	◆人権尊重の理念を学校教育活動の中心に位置づけ、人権・同和教育全体計画や年間指導計画に基づき、職員研修の充実、進路を保障する教育の実践、同和問題学習の徹底、仲間意識に立えるよう努めます。	学校教育課
社会教育における人権教育の推進	◆幼児から高齢者のライフサイクルに即して、生涯学習の観点での自覚性に基づく学習ができるよう、公民館等の学習施設を中心に講座の開催や交流活動など、人権に関するさまざまな活動の提供に努めます。	市民企画課
関係機関・関係団体との連携・協力	◆学校やまち・地域・人権擁護活動ネットワーク協議会の構成団体である法務局、人権擁護委員協議会と協力し、市内小中学校にて「人権の花運動」を実施します。児童が互いに協力し、花を育てることで、命の大切さや思いやりなどの心を育むだけでなく、地域と交流を深め、その花を地域に配布することで、地域と交流を深めます。	市民企画課

(2) こども・若者の意見表明の機会や社会参画の促進

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
中学生議会	将来を担う中学生たちが、市議会のしくみや働きを直接体験することにより、地方自治の役割や重要性を認識し、思い遣りが政治へ参加していくための意識の底上げを図るとともに、中学生の視点からの意見を今後の市政運営の参考とします。	今治市議会事務局
こどもみらい会議	今治市内の学生が参事、交歓する機会をつくらせるとともに、今治市の「こども未来」について考え、今治を創るべき「夢」の創造の観点から意見を述べます。	合併20周年記念事業 こども未来課
365日ネウボラご意見BOX	ホームページ上に「子育て施策や施設施設について意見を入れるネウボラBOX」を設置して意見の寄せをします。	ネウボラ政策課
Bariが真ん中未来セッション	市役所と市内の高校に通う学生が今治市の未来について語り合い、高校生の意見や提案を直接聞くことも、市政への関心を高めていただく場としています。	秘書広報課
今治モデル「ふるさとキャリア教育」推進事業	小学校3年生から中学校2年生までの児童生徒を対象に総合的な学習の時間を活用し、発達段階に応じた小中の系統的なカリキュラムを構築しました。小学校では、主に今治の産業に目を向けその特色の理解をとおして、中学校では、主に市政に目を向け、また、職業体験などをとおして、子どもたちの郷土愛を育み、	学校教育課

	将来も今治に住み、今治を舞台に日本、世界で活躍する人材を育成することを目指した「ふるさとキャリア教育」を実施しています。	
--	--	--

(3) 虐待やいじめなどの人権侵害の防止

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
女性相談	◆女性相談支援員を配置して、配偶者等からの暴力や暴言等（DV）に関する悩み、家族間に関する悩み等について、相談事業を行います。	ネウボラ政策課
こども家庭センター	◆こどもとその家庭・妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、専門的な相談対応や必要な調査・訪問等による継続的支援を行います。	ネウボラ政策課
子育て世帯訪問支援事業 [地域子ども子育て支援事業]	◆不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等が抱える家庭の悩みを、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴することにより、家庭や子育て等の支援を実施することにより、家庭や子育て環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	ネウボラ政策課
こども虐待防止講演会	◆講演会を開催して、市民の意識啓発を図り、児童虐待の防止に取り組めます。	ネウボラ政策課
児童虐待等の未然防止・早期発見	◆児童虐待等の未然防止や早期発見を目的に、通報体制の強化や市民への周知調整中。	ネウボラ政策課
地域と子育て機関との連携①	◆地域の関係機関が情報の共有を図り、児童虐待の未然防止等に努めます。	こども未来課 ネウボラ政策課 福祉政策課
人権教育の推進	◆全ての幼稚園・認定こども園・小中学校において、同和教育をはじめ、あらゆる差別の解消をめざした人権教育の推進を図ります。	学校教育課 保育幼稚園課
青少年悩み相談	◆青少年センターにおいて、いじめ、不登校、非行、家庭内暴力等青少年に関する悩みなどの相談を実施します。特に、いじめに関しては「いじめ相談ホットライン」を設置して対応に取り組めます。	生涯学習課 学校教育課

基本目標 2 こどもや若者、子育て世帯のライフステージに応じた切れ目ない支援

【こども大綱基本方針3】

こども、若者の状況に応じて必要な支援が、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく行われ、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを、社会全体で切れ目なく支える。こどもが若者となり自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供する。

【施策の推進】

- こどもや若者、子育て世帯のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分な支援を行います。
- こどもが心身ともに健やかに成長することができるよう、母子保健事業等の充実を図ります。
- 妊娠や出産、子育てに不安や悩みを抱えた子育て家庭が孤立することがないよう、わかりやすい情報発信や相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携を図りながら総合的に継続的な支援を行います。
- 悩みや不安を抱えるこども・若者が、安心して気軽に相談できるよう、相談体制の充実を図ります。

【成果指標】

- 子育ての環境や支援への満足度

(1) 妊娠期から子育て期までの切れ目のない子育て支援

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
妊婦一般健康診査・新生児聴覚検査・産婦健康診査	◆妊婦・産婦の健康の保持・増進、聴覚障がい等の早期発見・早期療育をはかり、妊婦健康診査・新生児聴覚検査・産婦健康診査について公費負担を行います。 調整中	ネウボラ政策課
低所得妊婦の初回産科受診料支援事業	◆低所得妊婦の妊産婦の初回の受診料を支払います。	ネウボラ政策課
不妊及び不育に関する支援	◆不妊、不育に関する相談や、不妊治療費助成、不育治療費助成の支援を行います。	ネウボラ政策課
母子健康手帳の交付	◆妊娠の届出による母子健康手帳交付時に、面談を行い、妊娠期から出産までの見通しを立て、必要な支援	ネウボラ政策課

事業名	業務内容	担当部署
出産準備教育（パパママ学校）	◆初めて出産する妊婦とその夫を支援するとともに、その不安を軽減し、乳幼児の健やかな成長を図ります。	ネウボラ政策課
新生児拡大スクリーニング検査費助成	◆治療可能となった難病を早期に発見するための新生児拡大スクリーニング検査費用を助成します。	ネウボラ政策課
妊産婦・乳幼児家庭訪問	◆生活環境の変化が大きい妊婦・出産・育児の時期に保健師が訪問指導を行うことにより、育児不安の解消を図ります。また、ハイリスク妊婦・乳幼児へのフォロー体制を整えます。	健康推進課 ネウボラ政策課
出産サポートデスク・利用助成事業	◆妊娠36週から出産後1月までの健診・出産（計7回）にかかるタクシー利用料金を助成します。	こども未来課
子どもの医療費助成	◆乳幼児・小中学生・18歳年度末までのこどもが医療機関で治療を受けた場合、医療費の自己負担分を助成します。	保険年金課
未熟児養育事業	◆未熟児のうち、指定養育医療機関の医師が入院療育の必要性を認めた場合、医療費の自己負担分を助成します。	保険年金課
離乳食講習	◆保健センター等において、栄養士による講習会を開催し、離乳食の適切な調整中。	健康推進課
子育て応援ヘルパー派遣事業	◆妊婦や乳幼児を養育する家庭等にヘルパーを派遣し、家事や育児の援助を行います。	ネウボラ政策課
子育てファミリー応援ショップ事業	◆妊婦や産後育児中の世帯が、産後店舗を利用した際、母子健康手帳や市が交付する「子育て応援カード」を提示すると、店舗独自の割引などのサービス等が受けられます。	こども未来課
低出生体重児への支援	◆出生体重2500g未満のお子さんの育児や栄養の相談、個々に応じた必要な支援を行います。	ネウボラ政策課
産後うつへの支援	◆新生児期の訪問を増やし、産後うつへの早期対応を図ります。	ネウボラ政策課
乳幼児歯科相談	◆こどもの歯に関心を持ち、仕上げ磨きをする親の割合を増やします。	健康推進課
乳幼児健康相談	◆身体計測を実施し、心身の健康及び育児不安の軽減を図る相談にたじ、必要な助言及び育児不安の軽減を図ります。	健康推進課
乳幼児健康診査 パパママすまいる健診	◆乳児・1歳6か月児・3歳児に対する身体計測、個別相談、内科健診、歯科健診等を行い、乳幼児の健全育成と育児不安の軽減を図ります。また子育て中の保護者に対し、3歳児健康診査時に来場する機会に併せて健康診断を実施し、健康の増進を図ります。	健康推進課
休日夜間小児医療・小児初期救急医療	◆休日・夜間における小児医療体制について、医師会による小児の初期救急医療体制を維持するために、医	健康推進課

3132

■学童期・思春期

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室 【地域子ども・子育て支援事業】	◆学童、就労等により保護者がいない家庭の児童に対して、放課後や学校休業日に遊びや遊びを通して、児童の健全な育成を図る支援活動を行います。 また、放課後子供教室は、すべての子どもを対象とし、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を届け、さまざまな体験活動や交流活動等の取り組みを行います。	生涯学習課 こども未来課
思春期における性教育	◆生徒や保護者等に対し、講話や研修をはじめ、性教育に関する指導を行います。また、思春期や性感染症に関する相談を行います。	学校教育課 ネウボラ政策課 健康推進課
地産地消と食育の推進	◆学校給食に地元産農産物・水産物を活用し、食育の意識啓発を行います。	農林水産課 学校給食課
小中学校における喫煙防止教育	◆家庭体育や学級活動などとして、計画的に喫煙の防止を図ります。	学校教育課
思春期における健康教育	◆各校との連携により、生徒や保護者等に対し、性・薬物、たばこ・アルコール等について生涯を通じて健康づくりに関する指導を行います。	学校教育課 健康推進課
小中高生の乳幼児とのふれあい体験	◆小中学校・高校の生徒と保育所等を利用する乳幼児とのふれあい体験学習を実施します。	学校教育課 保育幼稚園課
小中学校における食に関する教育	◆正しい食生活を推進し、小児生活習慣病の予防・啓発を図ります。	学校教育課
少年少女発明クラブ	◆児童(小学5・6年生)が家庭や学校とは異なった集団の中で、工作活動を通して科学的な発想を育成すること、創造性豊かな人間形成を図ります。	産業振興課
Fスポーツ	◆小学生のスポーツ未経験者に対してスポーツ教室等を開催し、スポーツを好きになるきっかけづくりを提供。	スポーツ振興課

■ライフステージを通じた支援

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
バリアマ子育て応援事業	◆子育て中の協力員「バリアママ」が毎月情報交換を行い、市のホームページに子育て支援サイト「かんばりママきらりんネット」を開設し、子育て家庭への情報発信を行います。 ◆子育てに関するガイドブックを作成・配布し、子育て世帯への情報提供を行います。	こども未来課

青少年悩み相談【再掲】	◆青少年センターにおいて、いじめ、不登校、非行、家庭生活等青少年に関する悩みごとの相談を実施します。特に、いじめに関しては「いじめ相談ホットライン」を設置して対応に取り組めます。	生涯学習課 学校教育課
障がい者(児)相談	◆相談支援センターを設けて、障がい者(児)の生活一般に関する相談事業を実施します。	障がい福祉課
こどもと家庭の相談	◆家庭児童相談員を配置して、心配事や悩み等の個別相談、電話相談を実施し、こどもと家庭に関する助言・指導を行います。	ネウボラ政策課

(2) 相談体制の充実と情報発信の強化

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
乳幼児健康相談【再掲】	◆身体計測を実施し、心身の健康及び発育発達に関する相談に応じ、必要な助言及び早期不安の軽減を図ります。	健康推進課
乳幼児栄養相談【再掲】	◆産乳期・幼児期における栄養面での不安を解消し、健全な食生活が送れるよう支援します。また、医療との連携により、課題のある児へ適切な支援を行います。	健康推進課
子育て個別相談	◆育児不安や、育でにくさを感じる親への支援を行います。	健康推進課
乳児家庭全戸訪問事業 【地域子ども・子育て支援事業】	◆乳児のいる全家庭に対して、保健師や主任児童委員が訪問し、子育ての孤立化を防ぎ、子育てに関する相談に対応し、情報提供を行います。	ネウボラ政策課 健康推進課 こども未来課
親子関係形成支援事業 【地域子ども・子育て支援事業】	◆子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対して、調教やロールプレイ等を通して、児童の心身の発達の状況等に応じた情報提供、相談及び助言等を行います。	ネウボラ政策課
利用者支援事業 【地域子ども・子育て支援事業】	◆専門の子育て支援コーディネーターが日々、多様な子育てに関する悩みや相談を行い、適切な関係機関へ連絡調整や必要に応じた助言を行い、適切な関係機関へ連絡調整や必要に応じた助言を行います。また、こども家庭支援センターでは切れ目のないきめ細やかな支援を提供しています。	こども未来課 ネウボラ政策課
発達フォロー相談及び教室	◆幼児健診後、フォローの必要な児の2次相談やフォロー教室の実施により、親子の支援を行います。	健康推進課
こどもと家庭の相談 【再掲】	◆家庭児童相談員を配置して、心配事や悩み等の個別相談、電話相談を実施し、こどもと家庭に関する助言・指導を行います。	ネウボラ政策課

医師による個別相談【再掲】	指導を行います。 ◆乳幼児期の育児不安、学校生活、友人関係等、幅広い相談を行います。また、療育に関する相談も行います。	健康推進課
女性相談【再掲】	◆女性相談支援員を配置して、配偶者等からの暴力や暴行等（DV）に関する悩み、家族間に関する悩み等について、相談事業を行います。	ネウボラ政策課
こどもの発達サポート事業【再掲】	◆早期アセスメントシステムを活用した5歳児相談へより、療育に当たっての教育との連携や、適切な療育へつなぎ、またペアレント・トレーニング相談で保護者の支援を行い、家庭に不安を持つ子どもとその家族を支援します。	ネウボラ政策課
教育相談体制の充実	◆相談員及び関係機関の調整中	学校教育課
ハートなんでも相談員	◆児童生徒が気軽に話せる第三者として、悩み、不安、ストレス等を和らげ、問題行動や不登校等の防止を図ります。	学校教育課
青少年悩み相談【再掲】	◆青少年センターにおいて、いじめ、不登校、非行、家庭生活等青少年に関する悩みなどの相談を実施します。特に、いじめに関しては「いじめ相談サポートライン」も設置して対応に努めます。	生涯学習課 学校教育課
障がい者（児）相談【再掲】	◆相談支援センターを設置して、障がい者（児）の生活一般に関する相談事業を実施します。	障がい福祉課

基本目標 3 こどもの良好な成長環境の確保と、 貧困と格差の解消

【こども大綱基本方針4】

貧困と格差は子どもとその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約し、ひいては社会の安定と持続性の低下にもつながる。このため、貧困と格差の解消を図ることは、良好な成長環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにするための前提であり、全てのこどもも施策の基盤となる。

【施策の推進】

- こどもが心身ともに健やかに成長できるように、質の高い保育・教育環境の整備を推進します。
- 子育てや教育に係る経済的な負担を軽減します。
- こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりを推進します。
- 各関係機関との連携・情報の共有を図り、地域全体での子育て支援の環境づくりを進めます。
- 地域全体で子育てを支援する意識を高めます。
- 犯罪などからこども・若者を守る取組を進めます。
- ひとり親家庭や経済的困難を抱える家庭、発達に支援が必要なこども・若者など、支援を必要としているこども・若者や子育て世帯に対して、関係機関との連携強化により、こども・若者の状況に応じた支援を行います。

【成果指標】

- 最近の生活にどれくらい満足しているかについて満足度が高いこどもの割合
- 平日の放課後や休日を通過ごすことができる場所（児童館等）を利用したこどもの割合
- 子どもの割合

（1）健やかな成長のための質の高い保育・教育環境の整備

事業名	業務内容	担当部署
今治版こどもも誰でも通園制度	◆就労要件を問わず柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（こどもも誰でも通園制度）を実施し、こどもの良質な成長環境を確保し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず子育てを強化します。	保育幼稚園課
保育の質の向上	◆各種団体等が実施する研修会への参加や自主研修を促進し、保育の質の向上を図ります。	保育幼稚園課
保育士の確保	◆処遇改善や就職促進支援、保育士センターや大学等との連携により保育士を確保し、適正な配置を図りま	保育幼稚園課

事業名	業務内容	担当部署
妊婦健康診査 【地域子ども・子育て支援事業】	◆妊婦に対し、委託医療機関で受診でききる妊婦健診の受診票を支付し、妊婦健診費に係る費用の一部助成を行うこと。健康増進の充実と経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産できる体制を整えます。	ネウボウ政策課
児童手当	◆18歳未満までの児童を養育している方に経済的支援を行い、児童の健全育成を図ります。	こども未来課
出産・子育て応援金	◆出生準備や産後ケア関連のサービス利用・育児用品や子育てサービス利用に係る負担軽減のための助成金を支給します。	ネウボウ政策課
子どもが真ん中応援券 事業	◆第1子に対し、今治市子どもが真ん中応援券を支付します。	こども未来課
愛顔の子育て応援事業	◆2子以降の子どもを養育している保護者に、『今治市愛顔っ子（えがおっこ）応援券』を支付し乳児用紙おむつ対象製品を市内登録店舗で購入する際にご利用できます。	こども未来課
今治市中学校就学自転車等購入クーポン事業	◆保護者の経済的負担を軽減するとともに、自転車を活用したまちづくりの推進を図るため、自転車等の購入に利用できるクーポンを支付します。	サイクルシティ推進課
多子世帯の保育料の減免	◆2子以降の保育料を減免することにより多子世帯の経済的負担を軽減します。	保育幼稚園課
実質徴収に係る補足給付を行う事業 【地域子ども・子育て支援事業】	◆子ども・子育て支援政策の推進を図るため、児童手当の減額や世帯の世帯収入が一定の世帯等に付し、当該子どもに係る世帯の世帯収入に要する費用（給食費、一部を補助します）の補助を行います。	保育幼稚園課
子どもの医療費助成	◆乳幼児・小中学生・18歳未満までの子どもが医療機関で治療を受けた場合、医療費の自己負担分を助成します。	保険年金課
ジュニアスポーツ育成費、スポーツ少年団育成費補助金	◆ジュニアスポーツ活動や今治市スポーツ少年団に活動に要する経費の一部について補助金を交付しています。	スポーツ振興課
市内スポーツ施設利用料や大会参加費の割引	◆中学生以下の施設利用料の割引や所定のスポーツ大会の参加費を割引しています。	スポーツ振興課
スポーツ大会等派遣経費負担金	◆スポーツ大会等派遣経費の負担金を補助しています。	スポーツ振興課
多子世帯リフォーム等支援事業	◆出産を機に複数のお子さんがいることになったご家庭のリフォームや引越しの費用を助成します。	こども未来課
出産世帯奨学金返還支援事業	◆夫婦が協議している奨学金を助成します。	こども未来課
保育利用支援事業	◆保育所に入園する児童が、入所できないためにやむを得ず代替施設等を利用した場合の代替施設利用料を補助します。	保育幼稚園課

（2）子育てや教育に係る経済的支援の充実

【実施事業】

	用料を支援し、育児休業後の職場復帰に向けた保育所入園時期に関する保護者の不安を解消します。

(3) こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
放課後子ども総合プラン	◆地域の要望に応じた多様な事業の検討の場としての「今治市放課後子どもプラン運営委員会」を活用し、関係者との間で共通理解や情報共有を図れるような仕組みづくりを構築します。	生涯学習課
児童館	◆児童館を拠点に市内全域において、こども健康育成、子育て支援、地域福祉を実施します。	こども未来課
児童育成支援拠点事業 【地域子ども・子育て支援事業】	◆児童とその家族が抱える多様な課題に際して、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。	こども未来課
(仮称)今治版ネウボラ拠点施設整備事業	◆本館開から18歳未満が利用できるすべての居場所を、それぞれがサポートする今治版ネウボラを推進するため、その中核となる拠点を整備します。	ネウボラ政策課
今治版ネウボラ相談サテライト強化モデル事業	◆大規模商業施設に、保健師や助産師など専門職への相談ができる子育て支援センターを整備し、整備予定の今治版ネウボラ拠点施設に導入する一時期がかり事業の試行を行います。	ネウボラ政策課
育ちのサテライト (図書館・公民館)	◆「放課後サテライト」と図書館や公民館が連携して、子供が最も身近な居場所として、親世代も学習支援として、親も子も一緒に育つ「育ちのサテライト」を推進します。	生涯学習課

(4) 関係機関と連携した、地域全体での子育て支援の環境づくり

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
ファミリー・サポート・センター事業 【地域子ども・子育て支援事業】	◆子育ての負担軽減を図るため、子育ての悩みや困りごとを解消するための「地域子育て支援センター」を開設し、子育ての負担軽減を図ります。	こども未来課
子育てサークル支援の推進	◆地域の自主的な子育てサークルに対し、子育てに関する情報提供を実施します。	こども未来課

地域と子育て機関との連携②	◆地域の子育て機関と子育て世帯とのパイプ役を行う市民委員会・児童委員、主任児童委員の活動を支援、推進します。	こども未来課 福祉政策課
幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校の連携	◆幼稚園・保育所・認定こども園と小学校・中学校の連携のあり方等について、研究を進めます。	学校教育課 こども未来課 保育幼稚園課
関係機関が連携した包括的な支援体制の整備	◆地域の関係機関が連携し、子育てを支える地域ネットワークを構築し、情報交換・支援内容に関する協議を行います。	ネウボラ政策課
児童生徒健全育成地域活動	◆学校・PTA等が一体となって組織された「児童生徒健全育成地域活動推進協議会」を中心に、児童生徒の健全育成を目的として、研修会や講演会の開催、家庭や地域における相談活動等を行います。	生涯学習課
大三島少年自然の家	◆宿泊型の野外体験施設を設置し、児童生徒の健全育成活動に取り組みます。	生涯学習課
ちびっこ広場の整備	◆児童の豊かな情操と健康な身体を養うことを目的に、自治会等が設置しているちびっこ広場の整備の促進をします。	市民参画課
コミュニティ活動の育成	◆地域のコミュニティの活性化、連帯感の醸成を目的に、各種行事やイベント等を市内27地区で実施する団体に助成します。	市民参画課
子育て世帯居住の安定の確保	◆最前線のこどももの「調整中」市営住宅における入居申込資格について、入居収入基準の緩和を図ります。	建築住宅課
公園の管理	◆公園における遊具の点検、清掃等を定期的に実施し、こどもが安全に利用できる環境整備を図ります。	公園緑地課
公園施設最寿命化事業	◆遊具の老朽化が進む中、計画的な維持管理・更新を的確に行うことで、安全に利用できる環境整備を図ります。	公園緑地課
今治版コミュニティスクールの活用推進	◆学校が地域コミュニティの拠点として、地域住民とともに地域の特色を生かした事業を行うとともに、こどもたちの地域活動への参加を通して、地域への愛着を育み、夢や希望をもって地域を支える人材を育成します。	学校教育課 教育大綱推進課
信頼される小中学校づくり	◆地域の人材を生かして、学校教育の充実を図り、保護者や地域から信頼される学校づくりに努めます。	学校教育課
ユニバーサルデザインの推進	◆子育て世帯のみならず、できるだけ多くの人が快適に利用できるよう、公共施設のユニバーサルデザイン化を図ります。	建築住宅課
歩行空間のバリアフリー化	◆や治市交通バリアフリー基本条例に基づき、歩道分離、歩道の平坦性確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置等、歩行空間のバリアフリー化を図ります。	道路課
交通機関のバリアフリー化	◆高齢者や障害者、こどもの乗降の安全性・利便性を向上させるため、交通機関のバリアフリー化を図ります。	地域振興課

リー化	性の向上を図るため、公共交通機関のバリアフリー化を推進します。	
シックハウス対策	◆化学物質を含有した新建材等から発せられる室内空気汚染によって引き起こされる健康障がい（シックハウス症候群）を防止するため、建築基準法に基づくシックハウス対策に係る規制の適切な指導を行います。	建築住宅課
(5) 支援が必要な子ども・若者を対象とした支援の充実		
【実施事業】		
事業名	業務内容	担当部署
特別児童扶養手当	◆20歳未満で身体または精神に障がいのある児童を監護している者に対し、経済的支援を行います。	子ども未来課
しまなみの子どもを育む交通費支援事業	◆おしよ船に居住している児童、乳幼児、子ども世帯、障害児童等が交通費を利用する方にしよ船が交通費（ETC普及）及び閉鎖を発生する船舶乗船料を一部助成します。	子ども未来課 ネウボラ政策課 障がい福祉課
子育て短期支援事業 【地域でも・子育て支援事業】	◆保護者が疾病、障害等の身体的・精神的・環境的な理由で、子育てが一時困難になった場合に、福祉施設で一泊期間（原則7日以内）保育・保護することにより、児童及び家族の福祉の向上を図ります。	ネウボラ政策課
養育支援訪問事業 【地域でも・子育て支援事業】	◆養育支援が必要であると判断される家庭に対して、保健師、助産師、保育士等が住宅を訪問し、子育てに関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。	ネウボラ政策課
要保護児童対策地域協議会	◆要保護児童の適切な保護、要支援児童・特定妊婦への適切な支援を図る。調整中 地域協議会等を通じて、障がい者に関する福祉・保健・医療等のサービスを総合的に調整します。	ネウボラ政策課
障がい者の自立支援対策	◆地域自立支援協議会等を通じて、障がい者に関する福祉・保健・医療等のサービスを総合的に調整します。	障がい福祉課 ネウボラ政策課
発達障害支援への取組	◆発達に課題のある児童の早期発見・早期支援を行うとともに、関係機関が連携を図りながら総合的な支援を行うことにより、子育て家庭の不安の軽減を図ります。	ネウボラ政策課
引きこもり・不登校対策	◆引きこもりの児童を支援し、引きこもりや不登校児童・生徒の支援を行います。 また、不登校児童生徒が、学校以外の場で教育を受け、社会の関係を築くための、ワーカーの支援を行います。	教育大綱推進課 学校教育課
認可保育所・認定こども園	◆各幼稚園・認定こども園において、特別な配慮を要する乳幼児の受け入れを実施します。	保育幼稚園課

も園における障がい児保育	する乳幼児の受け入れを実施します。	
幼稚園・認定こども園における特別支援教育	◆各幼稚園・認定こども園において、特別な配慮を要する乳幼児の受け入れを実施します。	保育幼稚園課
個に応じた教育指導体制	◆自治市教育支援委員会において新入児の現状把握を行うとともに、各小中学校に校内教育支援委員会を設置して、個に応じた指導内容の充実に努めます。	学校教育課
特別支援教育コーディネーター	◆小中学校に配置し、特別支援教育に関する内容について相談を受け、個別の支援ができるように関係者及び関係機関と連絡調整を図ります。	学校教育課
児童発達支援	◆未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。	障がい福祉課
放課後等デイサービス	◆放課中や休日の障がいのある児童生徒に、生活能力向上のための訓練や自立の促進等を行います。	障がい福祉課
保育所等訪問支援	◆保育所等に現在利用中の障がいのある児童が、保育所等において集団生活に困難を感じるための専門的な支援を必要とする場合、緊急時等に派遣するための訓練や支援方法の指導等を行います。	障がい福祉課
レスパイトサービス事業	◆在宅障がい者（児）の介護者の疲弊や、高齢者等により介護が困難になった場合、一時的に障がい者（児）を預かります。	障がい福祉課
障がい者（児）相談【再掲】	◆相談支援センターを設置して、障がい者（児）の生活全般に関する相談事業を実施します。	障がい福祉課
障害児福祉手当	◆20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする障がい児に支給します。	障がい福祉課
重度心身障害者の医療費助成	◆心身障害者手帳1・2級、療育手帳A・B医療費者について医療費の自己負担分を助成します。	保険年金課
ヤングケアラー支援	◆ヤングケアラー（ヤング・ブレイカー）を支援し、相談にのるほか、関係機関との連絡調整や、ヤングケアラー支援ヘルパーの派遣等支援を行います。	ネウボラ政策課
軽度・中等度難聴児補聴器購入助成	◆軽度・中等度難聴児の成長期における言語能力の健全な発達やコミュニケーション力の向上を図るため、補聴器を購入する経費の一部を助成します。	障がい福祉課

(6) 犯罪などから子ども・若者を守る

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
交通災害遺児福祉手当	◆交通災害遺児に対し、義務教育終了までの間、一定額の支援を行います。	子ども未来課
防犯灯の設置促進	◆犯罪予防の観点から、自治会、町内会等における防	市民参画課

今治市幼児及び高齢者 自転車利用ヘルメット利 用促進事業【新規】	犯灯の設置に対して助成します。	しまなみ住民課 サイクリシティ 推進課
青少年の街頭補導	◆自転車通学中の交通事故による被害軽減を図るため、自転車ヘルメット購入費用を補助します。 ◆小中高生を対象に街頭や公園周辺等の青少年が集まりやすい場所を巡回指導します。	生涯学習課
小中学校における薬物 乱用防止教育	◆外部講師を招いての講演会や研修を開催し、保健体育や学級活動などを通して、薬物の乱用防止教育に取り組めます。	学校教育課
有害情報の取り扱いに 関する啓発	◆悪影響が懸念される性や暴力等の有害情報や、インターネット・携帯電話等による犯罪被害から子どもを守るため、関係機関と連携して有害情報等の取り扱いに関する啓発活動を行います。	生涯学習課
有害環境の調査・除去	◆警察、PTA、地場調整中調整中、青少年委員会等との連携により、有害環境の排除に努めます。また、街頭通導や巡回指導時に有害メディアの調査や回収を行い、事故を防止します。	生涯学習課
犯罪等に関する関係機 関・団体の意見交換	◆警察、関係機関との意見交換を行い、犯罪防止を図ります。	生涯学習課 防災危機管理課
地域住民による自主防 犯活動の推進	◆犯罪被害(市内27地区に支部)による防犯パトロール、防犯ボランティアや子どももみり隊による活動等、日頃から地区の安全、安心な暮らしの推進に努めます。	防災危機管理課 学校教育課
少年非行の防止と健全 育成活動の推進	◆防犯協会と連携し、少年の非行防止、健全育成活動の推進を図ります。	防災危機管理課
交通安全に関する教育	◆保育園、幼稚園、認定こども園、小学校等を中心に交通安全教育を実施するとともに、広報活動を通じて子どもの交通安全意識の向上を図ります。	防災危機管理課
地域を中心とした安全 対策への取り組み	◆防犯協会による小学校へ入学する児童に対しての防犯ブザー配布や、危険箇所へ「きけん」の旗を設置。	防災危機管理課

(7) ひとり親家庭や経済的困難を抱える家庭への支援

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
児童扶養手当	◆父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童(18歳到達後最初の3月31日まで)を養育している方へ経済的支援を行います。※身体または精神に障がいのある場合は20歳未満まで対象	こども未来課
子どもの食事・栄養状	◆経済的困難を抱える児童生徒に対して、学校給食費	学校教育課

子どもの食事・栄養状	等の支援を行います。	学校教育課 こども未来課
子どもの食事・栄養状	◆こども食堂実施団体に対して、情報提供等の支援を行います。	
母子父子寡婦福祉資金の貸付	◆母子・父子・寡婦における経済的自立と児童の就学等に関する資金を貸し付けます。	ネウボラ政策課
母子家庭等の就労支援 (高等職業訓練促進給付金等事業)	◆ひとり親家庭における母親等の職業能力開発のため、講座受講費用や、就業に有利な一定の資格を取得するまでの生活費について、一部助成を行います。	ネウボラ政策課
ひとり親家庭の自立支援プログラム	◆ひとり親家庭における母親等の就業を支援するため、公共職業安定所等の関係機関と連携し、自立支援計画を策定します。	ネウボラ政策課
ひとり親家庭への介護人の派遣	◆ひとり親家庭で一時的な介護や保育等が必要な場合、介護人を派遣します。	ネウボラ政策課
母子・父子相談	◆母子・父子自立支援員を配置して、ひとり親家庭の生活の安定・自立に関する相談業務を実施します。	ネウボラ政策課
母子・父子家庭等への情報提供	◆ひとり親家庭等に対し、自立支援に向けた情報提供を行います。	ネウボラ政策課
保護が必要な母子世帯への支援	◆保護が必要な母子世帯に対する母子世帯に、安心して生活や営むことができるよう自立に向けた支援を行います。	ネウボラ政策課
保護者の健康確保	◆母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の保護者が抱えている様々な悩み等の相談に応じ、必要な情報提供を行います。	ネウボラ政策課
児童養護施設の退所児童等の支援	◆退所後のアフターケアを推進し、相談等の支援を行います。	ネウボラ政策課
こどもの就労支援	◆相談業務の中で、関係機関へ繋いでいく等の支援を行います。	ネウボラ政策課
支援する人員の確保等	◆カーズワーカーや母子・父子自立支援員等を対象とした研修会に参加する等、資質向上を図ります。	生活支援課 ネウボラ政策課
貧困家庭への経済的支援	◆母子父子寡婦福祉資金の貸付や児童扶養手当等で経済的支援を行います。	ネウボラ政策課
低所得妊婦の初産科受診料支援事業【再掲】	◆低所得妊婦の妊娠判定に係る初回の受診料を支援します。	ネウボラ政策課
幼児教育の振興	◆幼稚園における地域交流活動を推進するとともに、こどもが幼稚園未参行の私立幼稚園に満員する世帯のうち、市民税所得割合算額が一定の金額を下回る世帯や待望の第3子がいる世帯等について、副食の提供に要する費用の一部を補助します。	保育幼稚園課
ひとり親家庭の医療費助成	◆20歳未満のこどもを扶養しているひとり親家庭の親及びそのこどもについて、医療費の自己負担分を助成します。	保険年金課
母子世帯等の保育料の減免	◆認可保育園等における最前年の受入児童等について、経済的負担の軽減を図るため、保育料の減免を行います。	保育幼稚園課

基本目標 4 若い世代が安心して結婚、子育てに関する希望を持てる今治へ

【子ども大綱基本方針5】

若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことが少子化対策の基本である。子どもや若者が、発達に応じて、性と生殖に関する健康と権利 12、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係などを知る機会や場を充実していく。妊娠後や子どもが生まれた後の支援に加えて、これから結婚や妊娠を希望する方への希望に応じた支援を進める。

【施策の推進】

- ・子ども・若者、子育て世帯にやさしい社会づくりのための機運醸成に取り組めます。
 - ・若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていきます。
 - ・結婚・出産後の仕事と育児の両立を支援するとともに、女性と男性が共に協力しながら子育てできる社会を推進します。
 - ・働きながら子育てしやすい環境づくりに向け、保育ニーズに対応した子育て支援の充実と就労環境の整備を促進します。
 - ・プレコンセプションケアの推進や乳幼児と触れ合う機会などを創出し、子ども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供に取り組めます。
- 【成果指標】
- ・自分の将来について明るい希望を持っている人の割合

(1) 子ども・若者、子育て世帯にやさしい社会づくりのための機運醸成

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
ワーク・ライフ・バランスの意識啓発	◆仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、国や県、民間企業、地域住民等と連携を図りながら、意識啓発を図ります。	産業振興課 市民参画課
男女共同参画意識の醸成	◆男女が協力して子育てをすることの意義等について、人権啓発フェスティバル等で、男女共同参画意識の啓発を行います。	市民参画課
子どもが真ん中フェスタ	◆子ども（0歳～18歳未満）および子育て世帯を対象に行うイベントを通じ、児童に健全な遊びを提供す	子ども未来課

	ること、児童の健康増進と情操を豊かにすること	
今治版ネウボラ子育て 機運醸成事業	◆子育て支援活動の啓発を図る。 ◆今治版ネウボラの切れ目ない子育て支援を市民全体に周知し安心し安全な子育て環境を整備すること。子育て支援の広域連携・調和を図る。	ネウボラ政策課

(2) 結婚し、こどもを産み、育てたいと望む若者を社会全体で支える

事業名	業務内容	担当部署
家族を伴うサポート事業 出会い交流広場事業	◆男女の出会いの機会となるイベントの開催や結婚サポートを行います。	こども未来課
結婚新生活支援事業	◆結婚生活に伴う一時的な経済的支援や結婚しやすい環境を整備します。	こども未来課

(3) 共に協力しながら子育てできる社会の推進

事業名	業務内容	担当部署
夫婦での子育て参加	◆両親が共に子育てに参加する機会を増やすよう、土曜日や日曜日の休日に親子で参加できるイベントを開催します。	こども未来課
家庭や職場等における 男女共同参画	◆男女が共に家事・育児・介護等を分かち合い、家庭生活と仕事や地域活動を両立することができるよう意識啓発を行います。	市民参画課
育児・介護休業制度の 普及啓発	◆育児または家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られる雇用環境の整備に向けて周知活動を行います。	産業振興課
産後の休業及び育児休業 後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	◆0歳児のこどもの保護者、保育所等への入所の時期を考慮して育児休業の取得を促したり、途中で切り上げたりの状況を踏まえ、ニーズ調査結果を分析し、保育休業期間満了時（原則1歳到達時）から利用を希望する保護者が、円滑に質の高い保育を利用できるような、行政窓口並びに地域子育て支援拠点事業等との相談窓口の充実を図ります。	保育幼稚園課
家族のきずな育成事業	◆家族のきずなを深め、子育て環境を整備すること。家族のきずなを深め、子育て環境を整備すること。家族のきずなを深め、子育て環境を整備すること。	こども未来課

	イベントを実施します。	
--	-------------	--

(4) 若い世代がライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供の強化

事業名	業務内容	担当部署
プレコンゼプション ア事業	◆若い世代の健康増進、より質の高い生活の実現、自己決定について普及啓発します。	ネウボラ政策課
いまばりのネウボラ インスタグラム	◆若い世代の情報源である SNS を活用し、子育て情報やイベントについて動画や写真を用いてわかりやすく周知します。	ネウボラ政策課
成人式を迎える若者等 への情報提供	◆これから結婚や子育てを考える若い世代に、今治市の子育て支援施設や経済的支援についてパンフレットや冊子を配布して情報提供を行います。	ネウボラ政策課

第5章 個別計画

Ⅰ 子ども・子育て支援事業

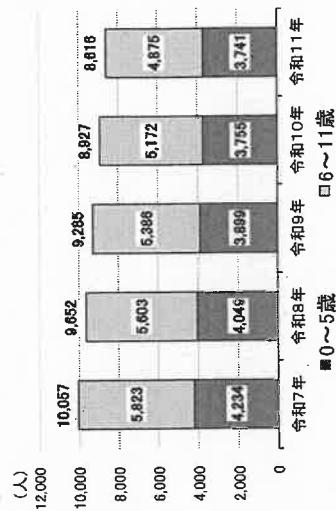
(Ⅰ) 提供設定区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）であり、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況等を総合的に勘案して設定するものです。

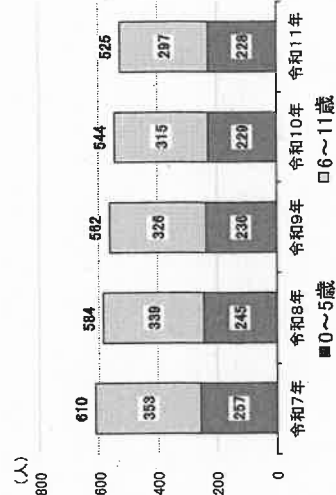
今治市では、各地域のこどもの人数や資源の状況を踏まえ、基本的な教育・保育提供区域を「陸地部」と「島しょ部」の2区域に設定します。

■ こどもの人口の見通し（0歳から11歳）

ア 陸地部



イ 島しょ部



■教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域一覧

教育・保育	提供区域		考え方
	※1号認定	※2号認定	
	※3号認定	2区域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、2区域とします。
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育		
	放課後児童健全育成事業、放課後子供教室		
	地域子育て支援拠点	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
	子育て短期支援事業		
	養育訪問支援事業		
	一時預かり事業	2区域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、2区域とします。
	子育て世帯訪問支援事業		
	児童育成支援拠点事業		
	親子関係形成支援事業		
	病児保育事業		
子育て支援事業	ファミリーサポートセンター事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
	利用者支援事業		
	乳児家庭全戸訪問事業		
	妊婦健診事業		
	産後ケア事業		
	実費徴収に係る補足給付		

※ 子ども・子育て支援法第30条の4第1号及び第2号、並びに第3号認定を含みます。
(以下、それぞれ「新1号認定」、「新2号認定」、「新3号認定」といいます。)

教育・保育の量の見込み及び提供体制

◆事業内容

幼稚園や保育所等の教育・保育については、こどもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の区分にそれぞれ認定し、実施することになります。

■対象事業一覧

対象事業	
施設型給付	認定子ども園、幼稚園、保育所
地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
子育てのための施設等利用給付	新制度に移行していない幼稚園、預かり保育等
	新1号、新2号、新3号認定

◆家庭類型の種類

目標事業量算出のために実施したニーズ調査結果を活用し、対象となるこどもの父母の有無や就労状況から8種類の「家庭類型」を設定し、それぞれのニーズ量を算出し、目標事業量を設定します。

■家庭類型の種類一覧

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間：月120時間以上+48時間～120時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月48時間未満+48時間～120時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月120時間以上+48時間～120時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月48時間未満+48時間～120時間の一部)
タイプF	無業×無業

<確保策>

ア 陸地部

令和7年度時点の市内の教育・保育施設を最大限に活用し、十分な確保量となっており、3歳以上の定員を待機児童が発生しやすい3歳未満児の定員に移行することによって、計画期間内での待機者が発生しない受け入れ体制を構築します。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度										令和8年度									
	1号認定					2号認定					3号認定					1号認定				
	3-5歳					3-5歳					3-5歳					3-5歳				
	保育のみ					保育のみ					保育のみ					保育のみ				
①量の見込み (必要定員総数)	567	257	1,368	254	407	524	236	1,268	253	396	404									
確定こども園、 幼稚園、保育所																				
確認を要しない 幼稚園			1,365	1,763	215	376	426	1,335	1,733	218	426									
地域型保育事業		350					350													
②小計					22	28	31			22	28	31								
②-①			1,715	1,763	237	404	457	1,685	1,733	240	409	457								
②-①			891	395	-17	6	50	895	465	-10	13	53								

(単位：人)	令和9年度										令和10年度									
	1号認定					2号認定					3号認定					1号認定				
	3-5歳					3-5歳					3-5歳					3-5歳				
	保育のみ					保育のみ					保育のみ					保育のみ				
①量の見込み (必要定員総数)	489	220	1,184	253	401	489	220	1,184	253	393	400									
確定こども園、 幼稚園、保育所																				
確認を要しない 幼稚園		1,335	1,703	221	381	426	1,305	1,703	224	381	426									
地域型保育事業		350					350													
②小計					22	28	31			22	28	31								
②-①			1,685	1,703	243	409	457	1,655	1,703	246	409	457								
②-①			946	519	-7	16	56	916	519	-4	16	57								

(単位：人)	令和11年度										令和12年度									
	1号認定					2号認定					3号認定					1号認定				
	3-5歳					3-5歳					3-5歳					3-5歳				
	保育のみ					保育のみ					保育のみ					保育のみ				
①量の見込み (必要定員総数)	453	204	1,093	252	393	400														
確定こども園、 幼稚園、保育所																				
確認を要しない 幼稚園		1,275	1,703	224	386	426														
地域型保育事業		350																		
②小計					22	28	31			22	28	31								
②-①			1,625	1,703	246	414	457	1,625	1,703	246	414	457								
②-①			938	610	1	21	57	938	610	1	21	57								

イ 島しょ部

現状において各年度とも量の見込みを上回る確保の内容が見込まれています。
今後は内容の向上に努め、効率的な施設の運営を図ります。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度										令和8年度									
	1号認定					2号認定					3号認定					1号認定				
	3-5歳					3-5歳					3-5歳					3-5歳				
	保育のみ					保育のみ					保育のみ					保育のみ				
①量の見込み (必要定員総数)	49	20	132	15	25	46	19	125	15	24										
確定こども園、 幼稚園、保育所																				
確認を要しない 幼稚園																				
地域型保育事業		88	170	33	70	70	88	169	33	70										
②小計																				
②-①			19	37	18	45	45	23	44	18	46									

(単位：人)	令和9年度										令和10年度									
	1号認定					2号認定					3号認定					1号認定				
	3-5歳					3-5歳					3-5歳					3-5歳				
	保育のみ					保育のみ					保育のみ					保育のみ				
①量の見込み (必要定員総数)	44	19	121	15	24	43	19	121	15	24										
確定こども園、 幼稚園、保育所																				
確認を要しない 幼稚園																				
地域型保育事業		88	169	33	70	70	88	169	33	70										
②小計																				
②-①			25	48	18	46	46	26	48	18	46									

(単位：人)	令和11年度										令和12年度									
	1号認定					2号認定					3号認定					1号認定				
	3-5歳					3-5歳					3-5歳					3-5歳				
	保育のみ					保育のみ					保育のみ					保育のみ				
①量の見込み (必要定員総数)	44	19	121	15	24	43	19	121	15	24										
確定こども園、 幼稚園、保育所																				
確認を要しない 幼稚園																				
地域型保育事業		88	169	33	70	70	88	169	33	70										
②小計																				
②-①			25	48	18	46	46	26	48	18	46									

<陸地部確保策>

老朽化している公立保育所については、就学前児童数の推移や保護者の利便性、多様化する保育ニーズの動向を見極めながら、公立保育所の定員を民間事業者に移管することや近隣施設との統合も視野に再編成を進めます。また、必要に応じ、既存私立保育所等の老朽化・耐震化のための整備を支援することで、市内の保育体制の維持・拡充を目指します。

- 1 公立保育所の定員移管については、「今治市立保育所・認定こども園 再編成への組方針」を基本として進めます。

- 2 既存私立保育所等の整備については、概ね以下の方針に基づき、予算の範囲内で補助を行います。

ただし、個別具体的な整備の実施にあたっては、その時点での個別の事情や意向に基づき、各民間事業者が自ら意思決定するものです。このため、以下は市の基本的な対応方針を示すものとなります。

(1) 公立保育所の定員移管(上記1)を目的とした整備事業について

市の公募等に応じ、公立保育所の定員移管を目的とした整備事業については、最も優先度の高い補助対象事業とします。幼保連携型認定こども園の整備を基本としますが、既存保育所が保育所として増築整備を行う場合等も対象となる場合があります。

(2) 既存私立保育施設の建て替え、耐震整備等について

現に市内で認可保育施設を運営する事業者が、老朽化や、現行の耐震基準を満たさない等の理由により認可保育施設として建て替え、または耐震整備等を行う事業については、当該整備が行われなければ、当該地域において必要な保育の提供体制の維持・確保に支障がある等、その必要性が高いと認められる場合において、上記(1)に次ぐ優先的な補助対象事業とします。

(3) 幼保連携型認定こども園以外の類型の認定こども園整備について

不足が見込まれる定員の拡充が図られる等、極めて必要性が高いと認められる整備については、上記(2)に次ぐ補助対象事業とします。

(4) 既存私立認定こども園の建て替え、耐震整備等について

建設年度が比較的新しい施設が多く、当面は優先的に補助を行う対象とは想定し難いですが、老朽化が著しい部分、現行の耐震基準を満たさない部分がある場合や、将来的に老朽化等による整備の必要性が生じた場合等、参酌すべき特段の事情がある場合は、(2)に準じて必要性を判断します。

<島しょ部確保策>

現在島しょ部には、公立の認定こども園が5園ありますが、就学前児童数の推移や無償化の影響による新たなニーズの掘り起こし等の動向を見極めながら、必要な利用定員の確保を図ります。

一方、施設の老朽化や深刻な保育士不足を解消し、安心・安全な教育・保育の提供体制を維持するため、陸地部同様、施設の統廃合や民間事業者への定員移管や民営化等、様々な手法を視野にいれた検討を行います。

地域子ども・子育て支援事業

【時間外保育事業（延長保育事業）】

◆事業内容

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労等の都合で時間内での送迎が困難な場合、通常の利用日以外の日、並びに利用時間以外の時間において、認定子ども園、保育所等で保育を実施する事業です。

<確保策>

ア 陸地部

現状において、各年度とも量の見込みを上回る確保の内容が見込まれています。
今後は内容の向上に努め、効率的な施設の運営を図ります。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	792	758	729	703	700
②確保の内容	2,400	2,300	2,300	2,200	2,100
②-①	1,608	1,542	1,571	1,497	1,400

イ 島しょ部

現状において、各年度とも量の見込みを上回る確保の内容が見込まれています。
今後は内容の向上に努め、効率的な施設の運営を図ります。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	51	49	47	46	46
②確保の内容	342	329	315	308	308
②-①	291	280	268	262	262

【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び放課後子供教室】

◆事業内容

放課後児童健全育成事業は、昼間、就労等により保護者がいない家庭の児童に対して、放課後や学校休業日に学びや遊びを通して、児童の健全な育成を図る支援活動を行います。

また、放課後子供教室は、すべての子どもを対象として、安全・安心なこどもの活動拠点(居場所)を設け、さまざまな体験活動や交流活動等の取り組みを図るものです。

<確保策>

放課後の全ての児童の安全・安心な『居場所』を確保するため、放課後児童クラブの現行施設の安定的な運営や、放課後子供教室との一体型について検討していきます。

こどもの主体性を尊重し、健全な育成を図る観点から、学校施設の活用を検討し、放課後児童クラブでは、開設時間の延長等、利用者ニーズを踏まえた支援体制を整え、低学年児童を優先した上で、順次高学年児童の受け入れを行います。

放課後子供教室では、各地域のニーズを把握した上で、場所の確保を図り、併せて、各地域に潜在する幅広い人材の確保に努め、必要とされる教室の整備に向けた体制づくりを築いていきます。

ア 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,459	1,435	1,413	1,393	1,375
1年生	498	493	488	483	478
2年生	409	400	391	382	373
3年生	269	252	246	221	207
4年生	190	196	202	209	216
5年生	60	63	67	71	75
6年生	33	31	29	27	26
②確保の内容	1,599	1,599	1,599	1,599	1,599
②-①	140	164	186	206	224

イ 放課後子供教室

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：か所)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保の内容	3	3	3	3	3
②-①	0	0	0	0	0

【地域子育て支援拠点事業】

◆事業内容

「ばりっこ広場」等の地域子育て支援拠点事業所は、0歳からおおむね3歳までの乳幼児とその親が対象の地域に根ざした子どもの遊び場です。子育て機能の低下や子育て中の孤独感に対応するため、育児に対する不安や悩みの相談や多くの子育て講座等を通して、親子の交流やふれあいの場を提供すること、子どもの健やかな育成を支援しています。

<確保策>

地域における子育て支援を実施する認定子ども園の設立との整合を図り、提供体制を整備します。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人回)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	4,982	4,955	4,942	4,938	4,940
② 確保の内容	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100
②-①	118	145	158	162	160

【子育て短期支援事業】

◆事業内容

保護者が疾病・疲労等の身体的・精神的・環境的な理由で、養育が一時的に困難になった場合に、福祉施設で一定期間（原則7日以内）養育・保護することにより、児童及び家庭の福祉の向上を図ります。

<確保策>

子育て短期支援事業については、現在、市内2施設で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	48	48	48	48	48
② 確保の内容	48	48	48	48	48
②-①	0	0	0	0	0

【養育支援訪問事業】

◆事業内容

養育支援が特に必要であると判断される家庭（保護者の養育支援が特に必要と認められる児童もしくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者、または出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。

<確保策>

こども家庭センターの担当職員を中心に、関係機関と連携して、支援が必要な家庭へ適切な支援を提供してまいります。人員体制の整備に努めます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：件)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	689	689	689	689	689
② 確保の内容	689	689	689	689	689
②-①	0	0	0	0	0

【一時預かり事業】

◆事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園、認定こども園、保育所等で一時的に預かり、必要な保育を行います。

<確保策>

ア 陸地部

(ア) 幼稚園型

幼稚園や認定こども園における在園児を対象とした一時預かり事業は、15園で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	834	771	720	670	666
② 確保の内容	66,402	61,442	57,361	53,337	53,054
②-①	244,900	226,600	211,500	196,700	195,700
②-①	177,664	164,387	153,419	142,693	141,980

(イ) 幼稚園型を除く

幼稚園や認定こども園、保育所において、幼稚園型を除く一時預かり事業は14園で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	22,130	21,189	20,427	19,696	19,624
②確保の内容	30,600	29,300	28,300	27,300	27,200
②-①	8,470	8,111	7,873	7,604	7,576

イ 島しょ部

(ア) 幼稚園型

幼稚園や認定こども園における在園児を対象とした一時預かり事業は、島しょ部にある公立認定こども園5園において実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	127	120	115	112	115
②確保の内容	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
②-①	4,273	4,280	4,285	4,288	4,285

(イ) 幼稚園型を除く

幼稚園型を除く一時預かり事業は、島しょ部にある公立認定こども園3園で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	602	576	556	540	538
②確保の内容	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400
②-①	4,798	4,824	4,844	4,860	4,862

【子育て世帯訪問支援事業】

◆事業内容

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

<確保策>

現在、ヤングケアラー支援ヘルパー派遣事業、子育て応援ヘルパー派遣事業を行っていきます。今後の量の見込みに対して、十分な提供体制を確保していきます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	486	486	486	486	486
②確保の内容	486	486	486	486	486
②-①	0	0	0	0	0

【児童育成支援拠点事業】

◆事業内容

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とします。

<確保策>

当該事業の児童の量の見込み数が確保の内容数を上回り、居場所となる場所が不足している状況ではありますが、市内のこども食堂や学習支援、フリースクール等との連携による体制づくりに努めています。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	72	70	68	65	62
②確保の内容	40	40	40	40	40
②-①	-32	-30	-28	-25	-22

【親子関係形成支援事業】

◆事業内容

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等にに応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

<確保策>

提供体制の確保に努めます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	18	18	17	16	16
② 確保の内容	0	18	18	18	18
②-①	-18	0	1	2	2

【病児保育事業】

◆事業内容

こどもが病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ集団保育が困難な期間等において、当該児童の場合や、病気の「回復期」であり、かつ集団保育が困難な期間等において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業です。(病児対応型・病後児対応型)

<確保策>

病児保育事業は、「キッズケア・青い鳥」(病児対応型)、「病後児保育 もこもこ」(病後児対応型)において実施されています。今後、量の見込みに対する提供体制を確保していきます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	2,998	2,867	2,761	2,660	2,650
② 確保の内容	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
②-①	122	253	359	460	470

また、保育中に微熱を出す等、「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することと、保育所等における緊急的な対応を図り、保育所等に通所する児童に対して保健的な対応等を図る体調不良児対応型についても、必要に応じ、段階的に拡充していきます。

【ファミリー・サポート・センター事業】

◆事業内容

子育ての手助けが必要なたたひだに、地域での育児の援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人(提供会員)が会員登録をし、互いに助け合う有償の会員組織であり、そのための連絡・調整を行います。

<確保策>

ファミリー・サポート・センター事業については、現在、市内1か所で開催しており、今後の量の見込みに対する提供体制は確保されていますが、今後の利用拡大を見越し、提供会員の増加に努めます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	2,800	2,900	3,000	3,100	3,200
② 確保の内容	2,800	2,900	3,000	3,100	3,200
②-①	0	0	0	0	0

【利用者支援事業】

基本型

◆事業内容

「ぱりっこ広場」「ハルモニアのおへや」で、専門の子育て支援コーディネーターが日々の多様な子育てに関する悩みや相談を伺い、子育てサービスの情報提供や必要に応じた助言を行い、適切な関係機関へ連絡調整を円滑に行います。

<確保策>

子育て支援事業の円滑な利用を促進するため、地域子育て支援拠点事業所等に、市の子育て支援サービスを熟知した子育て支援コーディネーターを配置します。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：か所)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	2	2	2	2	2
② 確保の内容	2	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0

地域子育て相談機関型

◆事業内容

基本型の利用者支援事業を行う地域子育て支援拠点「ばりっこ広場」「ハルモニアのおへや」において、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行います。基本型の利用者支援事業を行う地域子育て支援拠点以外の地域子育て支援拠点においては、基本型の子育て支援コーディネーターが巡回して必要な相談支援を行います。大型ショッピングモールにおいて開設している地域子育て支援拠点「子育て応援ひろばハピ」においては、保健師や保育士による相談支援を行います。また、地域の児童館においても相談支援を行うとともに、こども家庭センターと連絡調整を行い、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行うよう努めます。

<確保策>

(単位：か所)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	地域子育て相談機関	3	3	11	18	18
②確保の内容	地域子育て相談機関	3	3	11	18	18
②-①		0	0	0	0	0

こども家庭センター型

◆事業内容

妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じながら、妊産婦や乳幼児の状況を把握し、関係機関との連携・調整を図り母子保健と子育て支援を包括的に行うことで、切れ目のないきめ細やかな支援を提供していきます。

<確保策>

保健師等の専門職員を配置し、市内1か所で開設しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：か所)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保の内容	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

【乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）】

◆事業内容

生後4か月頃までの乳児のいる全家庭に対して、保健師や主任児童委員が訪問し、子育ての孤立化を防ぎ、子育てに関する相談等に対応しています。また、子育て支援に関する情報提供を行い、母子の心身の状況や乳児の発育発達及び養育環境を把握し、助言や支援が必要な家庭には適切なサービスにつなげ、地域の子育て支援活動のネットワークを強化するものです。

<確保策>

乳児家庭全戸訪問事業については、今後も対象となる乳児のいるすべての家庭を保健師・主任児童委員等、89人の家庭訪問者で実施していきます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	年間延べ訪問者	662	660	660	660	656
②確保の内容	訪問者	89	89	89	89	89
②-①		0	0	0	0	0

【妊婦健診事業】

◆事業内容

妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠・出産が出来るよう、妊娠期間中の適切な時期に、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を行います。

<確保策>

妊娠届出をした妊婦に対し、委託医療機関で受診できる妊婦健診14回分の受診票の交付を行い、妊婦健康診査に係る費用の一部助成を行うことで、健康管理の充実と経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できる体制を整えます。

また、受診票交付時には、保健師と面談を行うことで妊娠初期からのサポート体制を整えるとともに、医療機関との連携を密にし、ハイリスク者のフォローも行います。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		662	660	660	660	656
②確保の内容		662	660	660	660	656
②-①		0	0	0	0	0

【産後ケア事業】

◆事業内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施すること
で、産後も安心して子育てができるよう支援するものです。

<確保策>

市内の病院2か所と助産院2か所で事業を実施しており、産後安心して子育てができる
ように支援を充実させます。今後の量の見込みに対して、十分な提供体制を確保してい
きます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	95	95	95	95	94
②確保の内容	95	95	95	95	94
②-①	0	0	0	0	0

【実費徴収に係る補足給付を行う事業】

◆事業内容

実費徴収を行うことが出来ることとされている食事の提供に要する費用について、子
ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園にこどもを通園させる世帯のうち、市
民税所得割課税額が一定の金額を下回る世帯や、特定の第3子がいる世帯等に対し、当
該こどもに係る食事の提供に要する費用（副食費）の一部を補助する事業です。

現在、新制度未移行園は陸地部に1園のみとなっております。今後の量の見込みに対
して、十分な提供体制を確保していきます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	60	58	56	55	54
②確保の内容	60	58	56	55	54
②-①	0	0	0	0	0

第6章 推進体制

Ⅰ 計画の推進に向けて

(1) 庁内推進体制

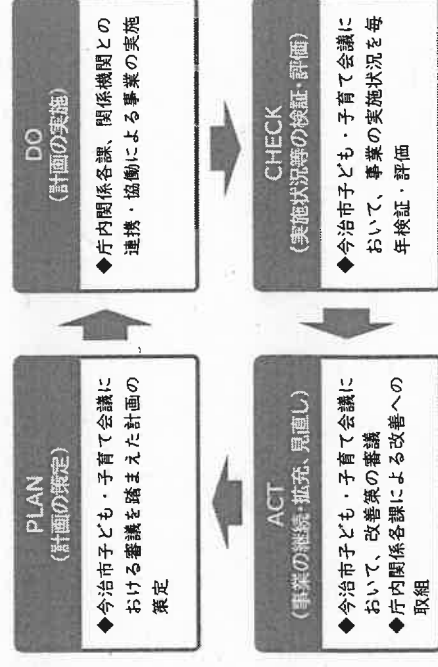
本計画は、庁内の教育や保育など多くの分野に関連しており、毎年各課の施策や事業
の実施状況を把握するとともに、全庁的に各課が連携して取り組み、計画を着実に進め
ていきます。

(2) 関係機関・団体との連携

計画の実現にあたっては、行政だけではなく、今治市全体として、こども施策の実施
に取り組むことが求められています。そのため、子育て環境の向上のために、地域や関
係機関・団体が自主的、主体的な活動を行うことは重要であり、地域や関係機関・団体
と行政との連携強化を図ります。

(3) 計画の推進管理

計画の実行性の確保に向けて、PDCA (Plan (計画)、DO (実施)、Check (検
証・評価)、Act (改善)) のプロセスを踏まえ、推進管理を行います。各課の取組につい
ては、計画の目標の達成状況を把握し、検証し、計画の進行管理に努めます。



(4) SDGs 目標との対応

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載され、「誰一人取り残さない」を原則に、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

本市においては、2024年3月に、人口減少などの地域課題の解決を図り、市民が真ん中の視点に基づき、多様な主体と連携した様々な施策の実施を通して、地域社会の変革を促し、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献することを宣言しました。経済・社会・環境の調和のとれた持続可能なまちを目指しています。

本計画の推進においてもSDGsの趣旨を踏まえ、こども施策の推進に取組み、SDGsの目標達成に貢献します。



■基本目標とSDGsの達成目標の対応

基本目標 1	こども・若者の、多様な人格・個性を尊重し、権利を守る	4 EQUAL OPPORTUNITIES AND INCLUSION 	10 AFFORDABLE AND CLEAN ENERGY 
基本目標 2	こどもや若者、子育て世帯のライフステージに応じた切れ目のない支援	3 GOOD HEALTH AND WELL-BEING 	5 GENDER EQUALITY 
基本目標 3	こどもの良好な成長環境の確保と、貧困と格差の解消	1 ZERO HUNGER  4 QUALITY EDUCATION 	11 AFFORDABLE AND CLEAN ENERGY  16 PEACE, JUSTICE AND STRONG INSTITUTIONS 
基本目標 4	若い世代が安心して結婚、子育てに関する希望を持てる今治へ	5 EQUAL OPPORTUNITIES AND INCLUSION  8 DECENT WORK AND ECONOMIC GROWTH 	11 AFFORDABLE AND CLEAN ENERGY 

■関連するSDGsの達成目標について

1 ZERO HUNGER	目標1（貧困） こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るよう、経済的支援等を進めます。	8 DECENT WORK AND ECONOMIC GROWTH	目標8（働きがい） 仕事と子育ての両立を支援し、働く中で自己実現が図られるよう支援します。
3 GOOD HEALTH AND WELL-BEING	目標3（健康と福祉） 全てのこどもが心身ともに健やかに成長できるよう、切れ目のない支援を行います。	10 AFFORDABLE AND CLEAN ENERGY	目標10（平等） 全てのこどもが権利の主体として、個人が尊重され、基本的人権が保障される環境を整えます。
4 QUALITY EDUCATION	目標4（教育） 学校・家庭・地域において、生きる力を育む教育環境を整えます。	11 AFFORDABLE AND CLEAN ENERGY	目標11（まちづくり） 子育てを地域で支え、すべてのこどもが安全に安心して暮らすことができるまちづくりに努めます。
5 GENDER EQUALITY	目標5（ジェンダー平等） 夫婦・共育、仕事と子育ての両立、男女共同参画、職場の環境づくりのための啓発に努めます。	16 PEACE, JUSTICE AND STRONG INSTITUTIONS	目標16（平和と公正） 全てのこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で暮らせる社会の実現を目指します。

2 情報の提供・周知

本計画について、窓口やホームページ等での計画本編の公開により、周知を図ります。
また、計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等のこども・子育てに関する情報を、広報紙やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、市民への周知・啓発を図ります。

3 広域調整や県との連携

本計画において、地域ごとの特性やニーズを把握し、効果的かつ効果的な施策を実施するためには、保育の広域利用や障がい児への対応等により、市の区域を越えた広域な供給体制や基盤整備が必要な場合があります。その場合、周辺市町や県との連携・調整を図ることと、より一貫性のある施策の実施と、必要な支援や情報の共有が可能となります。これにより、地域全体で子育て支援の質を向上させ、こどもや子育て家庭が安心して暮らせる環境を整えることを目指します。

1 今治市子ども・子育て会議条例

○今治市子ども・子育て会議条例

平成25年6月24日
条例第25号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、今治市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事項
- (2) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に規定する次世代育成支援対策の推進に関する事項につき市長が必要があると認める事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が子育て支援上必要があると認める事項

(組織)

第3条 子育て会議は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、関係団体の代表者その他子どもの育成及び子育て支援対策への意欲を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するときまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席があれば会議を開くことができる。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する者をもって充てる。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員がその職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項及び前条第1項「会長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 会長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(今治市執行機関の附属機関設置条例の一部改正)

2 今治市執行機関の附属機関設置条例(平成17年今治市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部今治市次世代育成支援対策地域協議会の項を削る。

附 則 (令和5年7月25日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 今治市子ども・子育て会議委員名簿

○今治市子ども・子育て会議委員名簿

3 策定の経緯

4 アンケート調査結果

■調査概要

調査地域	今治市全域
調査対象者	今治市内の小学校に通う小学生の子どものいる世帯
抽出方法	調査対象者の中から無作為抽出
調査時期	令和6年6月21日～7月16日
調査方法	郵送配布、郵送回収による郵送調査法
配布数	1,000件
有効回収率	430件 (43.0%)

○就労形態ごとのクロス集計結果【小学生児童の母親】について

※就労形態：問9の選択肢から以下のように定義します。

『フルタイム』

「フルタイム」と「フルタイム【産休・育休・介護休業中である】」の合計

『パート・アルバイト』

「パート・アルバイトなど」と「パート・アルバイトなど【産休・育休・介護休業中】」の合計

『就労していない』

「以前は就労していたが、現在は就労していない」と「これまで就労したことがない」の合計

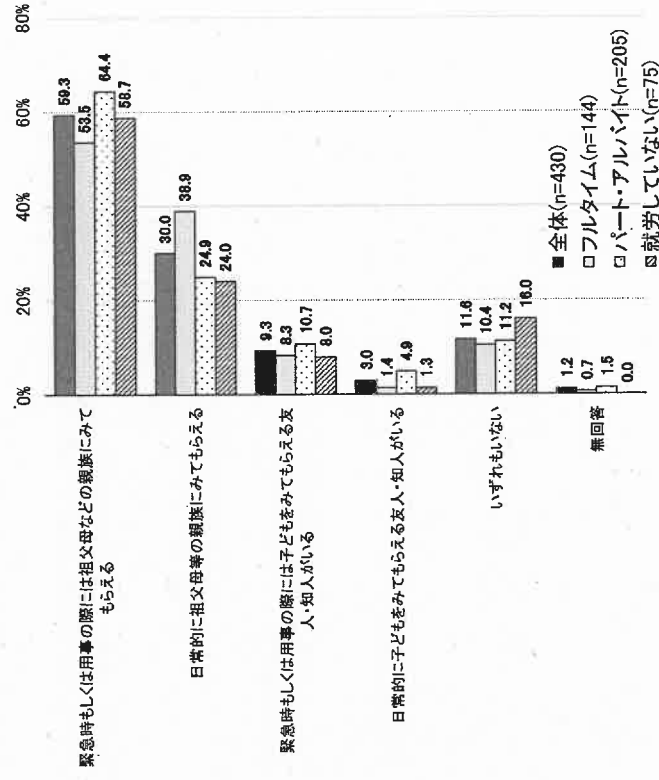
■調査結果（抜粋）

Q1 日頃、お子さんを預かってもらえる親族・知人はいですか。（あてはまるものすべてに○）

日頃、お子さんを預かってもらえる親族・知人は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」の割合が59.3%と最も高く、次いで「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」30.0%となっています。

また、「いずれもない」は11.6%となっています。

母親の就労形態別にみると、フルタイムの方は「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」の割合が38.9%と高くなっています。

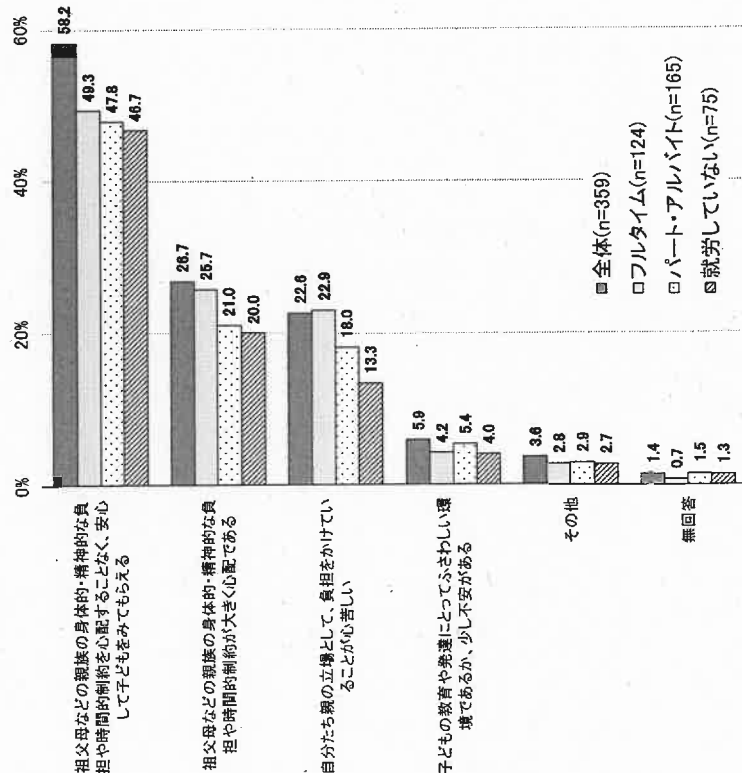


Q2 祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。

(あてはまるものすべてに○)

親族にお子さんをみてもらっている状況についてみると、「祖父母などの親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」と最も高くなっています。

母親の就労形態別にみると、フルタイムの方で、親族に負担をかけていることを心配に感じたり、心苦しく思っている人が多い傾向がみとれます。



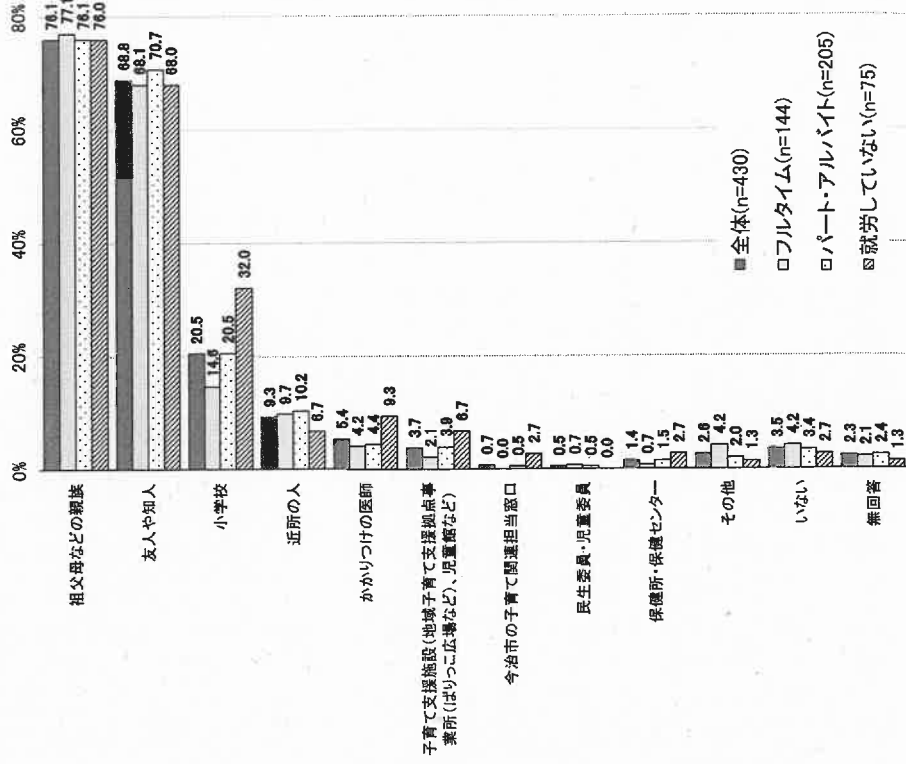
Q3 お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。

(あてはまるものすべてに○)

子育てに関する相談先は、「祖父母などの親族」の割合が76.1%と最も高く、次いで「友人や知人」68.8%となっています。

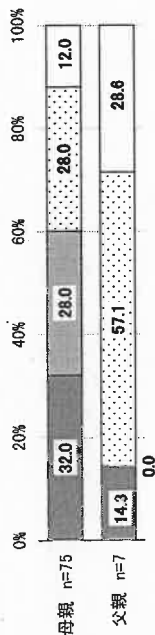
また、「いない」は3.5%となっています。

母親の就労形態別に「小学校」についてみると、就労していない方は32.0%と高くなっている一方で、フルタイムの方は14.6%と低くなっています。



Q4 「就労していない」人に対して) 就労したいという希望はありますか。(1つに○)

母親・父親別に就労希望についてみると、母親では「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」の割合は28.0%に留まっていますが、父親では57.1%と半数以上が早期の就労希望を持っていることがみてとれます。

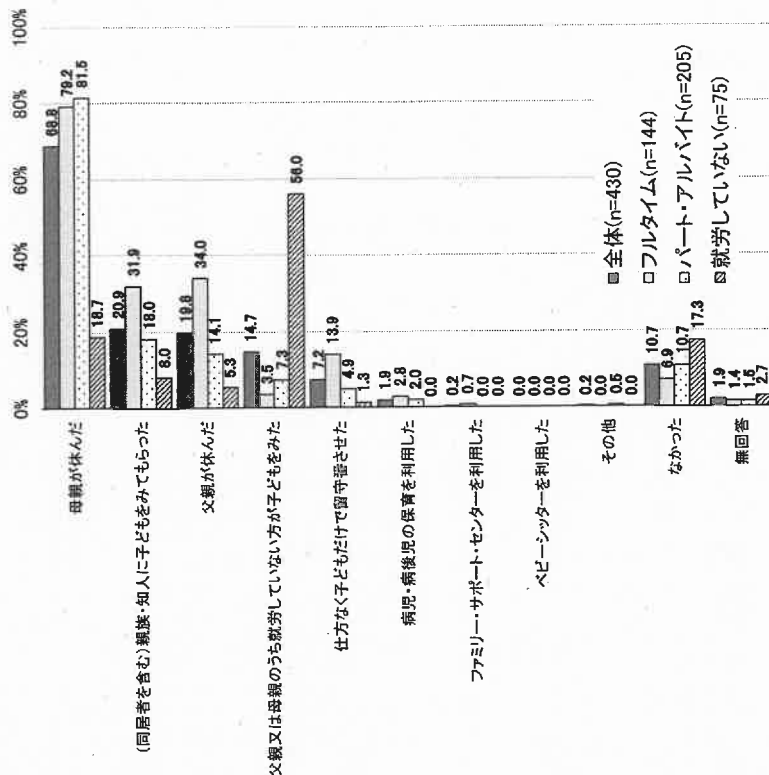


- 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)
- 1年より先、一番下の子どもが〇〇歳になったころに就労したい
- すぐにも、もしくは1年以内に就労したい
- 未回答

Q5 お子さんが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法についてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

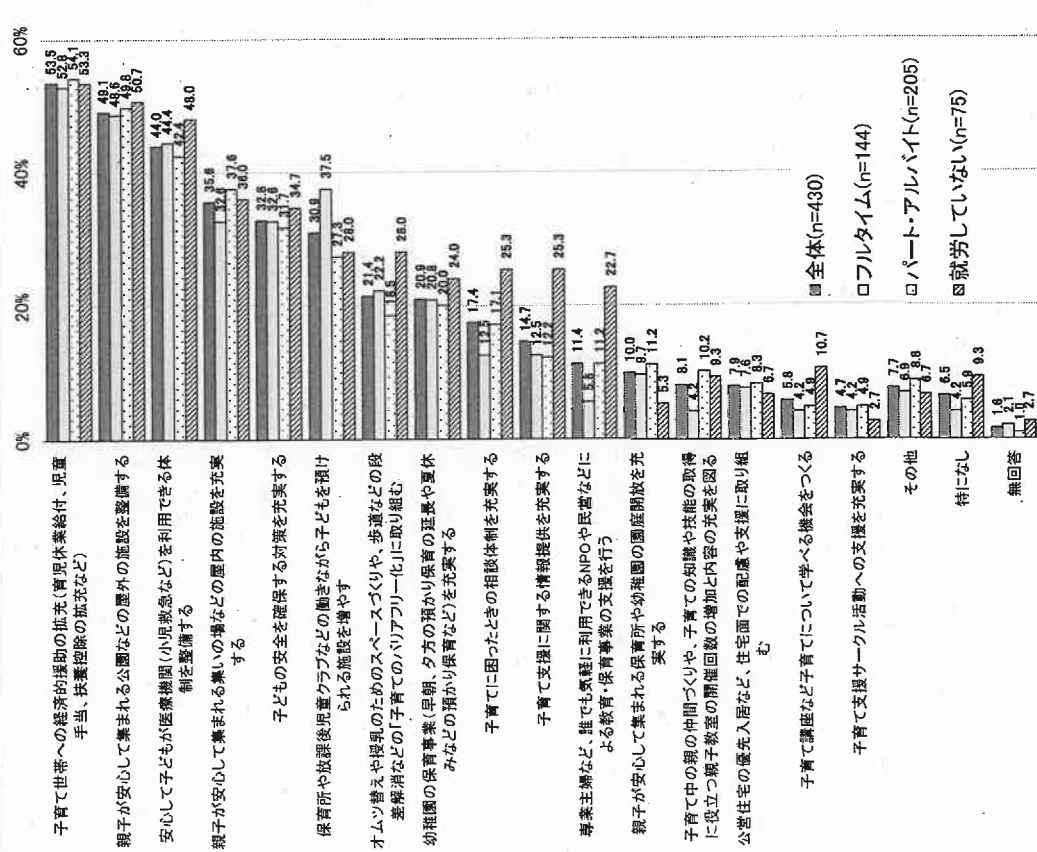
子どもの病気やケガの際の対応についてみると、「母親が休んだ」の割合が68.8%で最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」20.9%、「父親が休んだ」19.8%などの順になっています。

母親の就労形態別にみると、フルタイムの方は「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が31.9%と高くなっています。



Q9 行政に対して、子育て支援の現状やあなたの子育て経験などから、どのような支援の充実を図って欲しいですか。(あてはまるものすべてに○)

充実して欲しい支援についてみると、「子育て世帯への経済的援助の拡充(育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充など)」の割合が53.5%と最も高くなっています。
母親の就労形態別にみると、フルタイムの方は「保育所や放課後児童クラブなどの働きながら子どもを預けられる施設を増やす」の割合が37.5%と高くなっています。



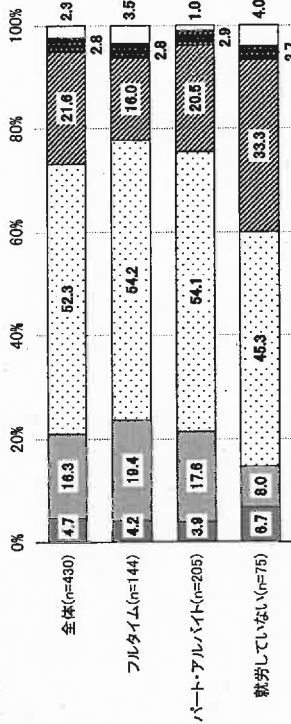
Q10 今治市における子育ての環境や支援への満足度についてお答えください。(1つに○)

子育てに関する市への満足度についてみると、満足度が高い(「5」+「4」)の割合は24.4%、満足度が低い(「1」+「2」)の割合は21.0%となっています。

母親の就労形態別にみると、就労していない方は満足度が高い傾向にあり、就労中の方は満足度が低い傾向にあります。

未就学児童保護者と比べると、概ね同じ傾向となっています。

【就労形態別】



■1(満足度が低い) □2 □3 ■4 ■5(満足度が高い) □無回答

【未就学児童保護者・小学生保護者】



■1(満足度が低い) □2 □3 ■4 ■5(満足度が高い) □無回答

(2) 子ども・若者の意識と生活に関する調査結果

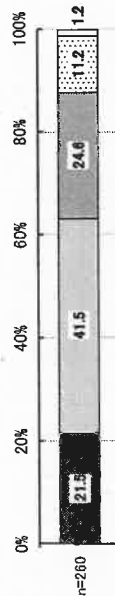
■調査概要

調査地域	今治市全域
調査対象者	今治市内在住の18歳～29歳の方
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出
調査時期	令和6年6月28日～7月31日
調査方法	郵送配布・郵送回収およびWEB回答のハイブリッド方式
配布数	1,180件
有効回収率	260件 (22.0%)

Q1 あなた自身について、次のことがどのくらいあてはまりますか。

「今の自分が好きだ」(1つに○)

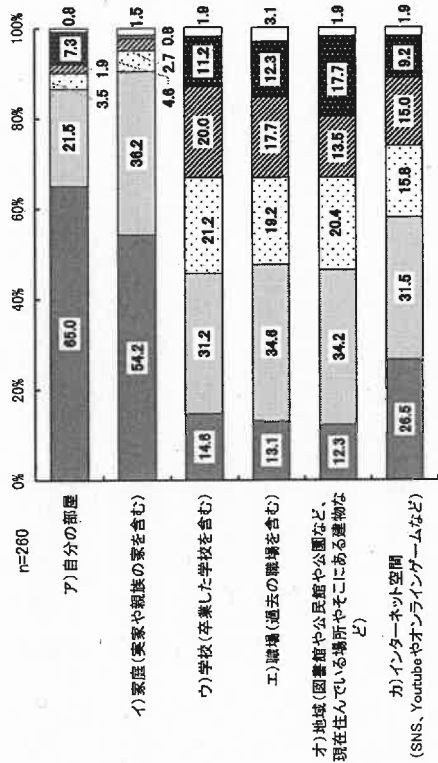
今の自己肯定感をみると、『あてはまる』(「どちらかといえばあてはまる」の合計)の割合が63.0%となっており、『あてはまらない』(「どちらかといえばあてはまらない」と「あてはまらない」の合計)が35.8%となっています。



□あてはまる
□どちらかといえばあてはまる
□あてはまらない
□無回答

Q2 次の場所は今のあなたにとって居場所 (ほっとできる場所、居心地のいい場所など) になっていますか。(ア～カのそれぞれについて、1つに○)

居場所についてみると、「自分の部屋」、「家庭 (実家や親族の家を含む)」の割合が高くなっている一方で、「学校」や「職場」、「地域」が居場所だと思うと答えた人は半数以下となっています。

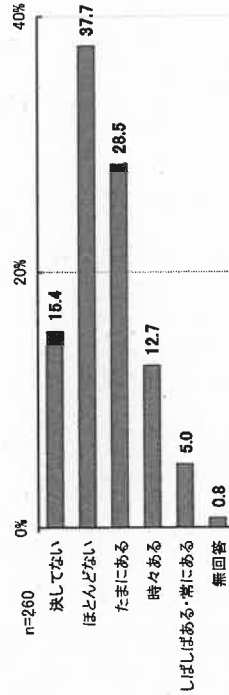


□そう思う
□どちらかといえば、そう思う
□そう思わない
□あてはまるものはない、わからない
□無回答

Q3 あなたはどの程度、孤独であると感じていますか。(1つに○)

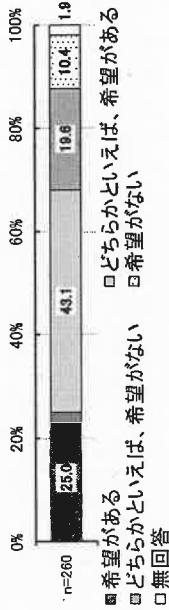
孤独と感じる頻度についてみると、「決してない」+「ほとんどない」の割合は53.1%で半数以上を占めています。

また、ある(「たまにある」+「時々ある」+「しばしばある、常にある」)の割合は46.2%となっています。



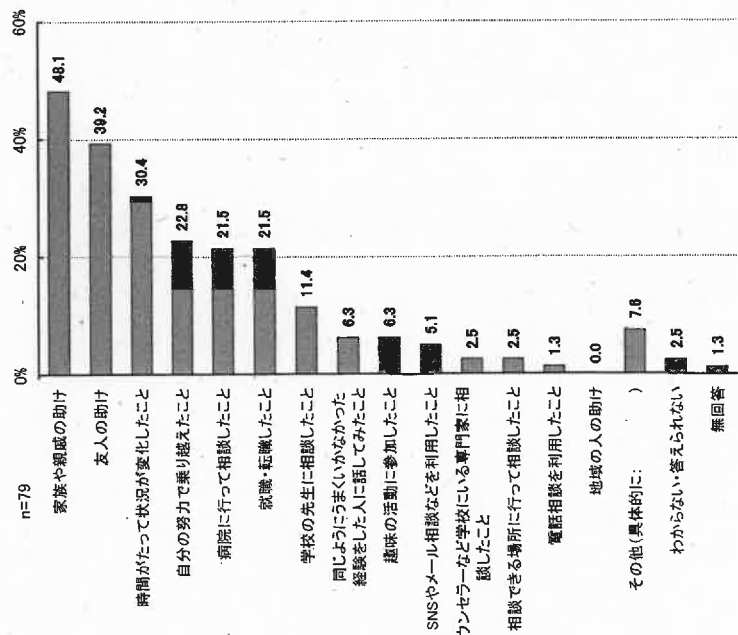
Q4 あなたは、自分の将来について明るい希望を持っていますか。(○は一つ)

将来についての明るい希望をみると、『希望がある』(「希望がある」と「どちらかといえば、希望がある」の合計)の割合が68.1%となっており、『希望がない』(「どちらかといえば、希望がない」と「希望がない」の合計)が30.0%となっています。



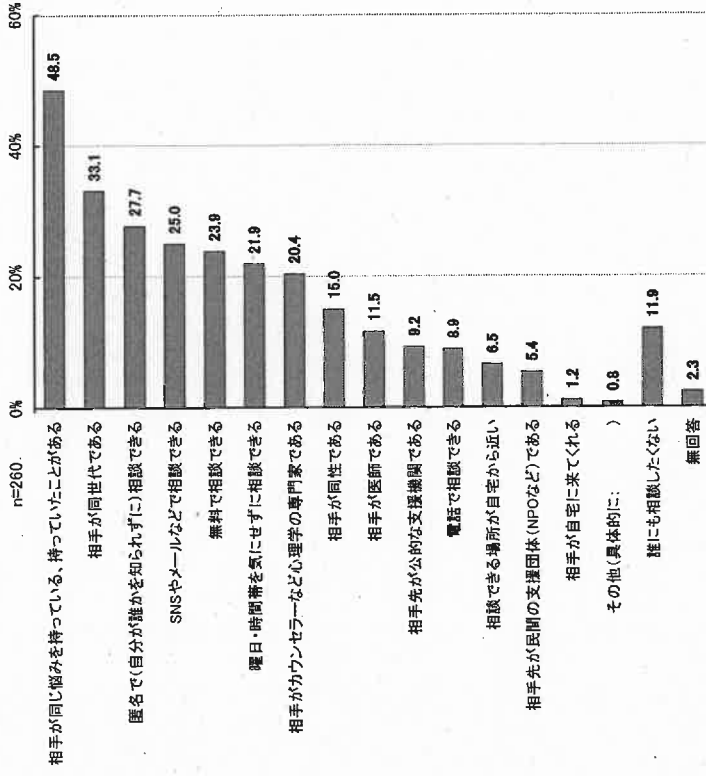
Q5 社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった状況が改善したきっかけや改善に役立ったことは何だと思えますか。(あてはまるものすべてに○)

社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった状況が改善したきっかけや役立ったことについてみると、「家族や親戚の助け」の割合が48.1%と最も高く、次いで「友人の助け」39.2%、「時間がたって状況が変化したこと」30.4%となっています。



Q6 社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態となったときに、家族や知り合い以外に相談するとすれば、どのような人や場所なら、相談したいと思いますか。

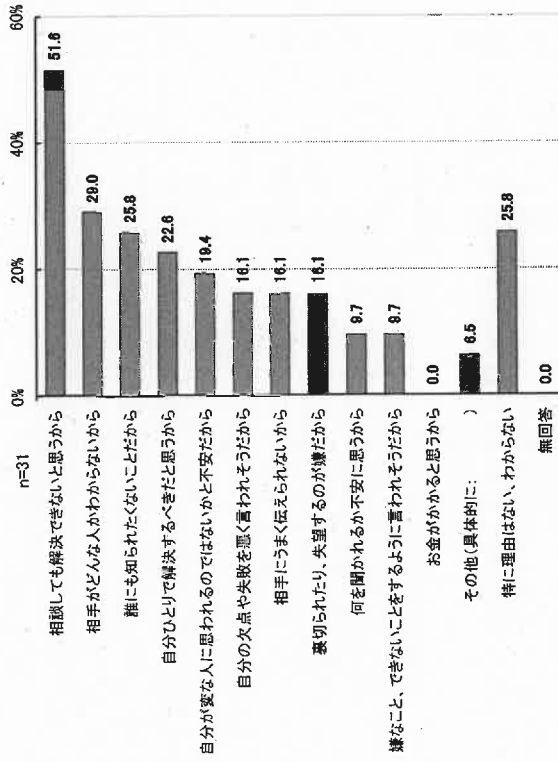
(あてはまるものすべてに○)
家族や知り合い以外に相談したいと思える人や場所についてみると、「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」の割合が48.5%と最も高く、次いで「相手が同世代である」33.1%、「匿名で(自分が誰かを知られずに)相談できる」27.7%などの順になっています。また、「誰にも相談したくない」は11.9%となっています。



Q7 前問で「誰にも相談したくない」を選んだ理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

誰にも相談したくない理由についてみると、「相談しても解決できないと思うから」の割合が51.6%と最も高く、次いで「相手がどんな人かわからないから」29.0%、「誰にも知られたくないから」25.8%などの順になっています。

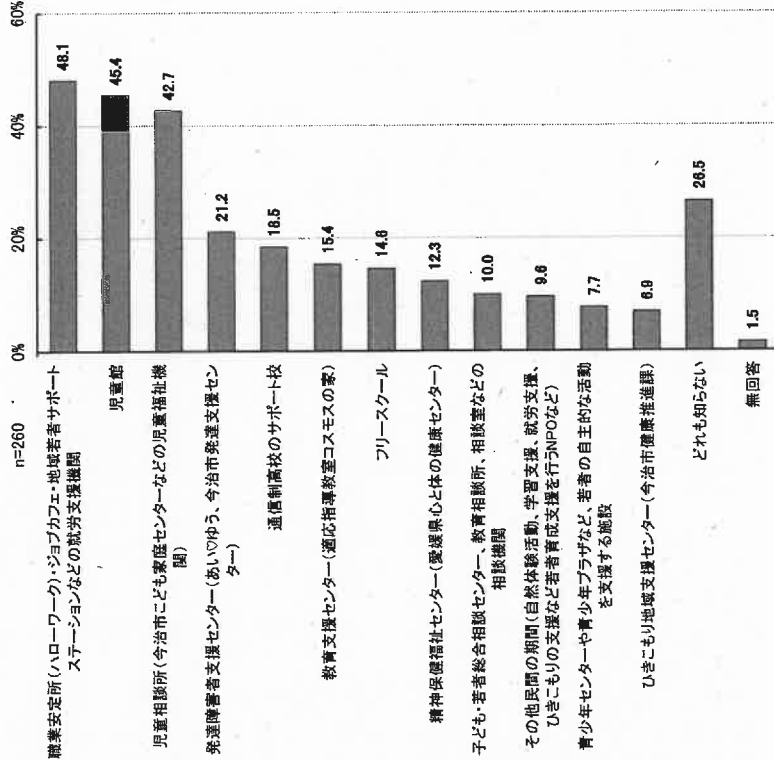
また、「特に理由はない、わからない」は25.8%となっています。



Q8 子ども・若者を対象とした育成支援機関等を知っていますか。(あてはまるものすべてに○)

知っている子ども・若者を対象とした育成支援機関等についてみると、「職業安定所(ハローワーク)・ジョブカフェ・地域若者サポートステーションなどの就労支援機関」の割合が48.1%と最も高く、次いで「児童館」45.4%、「児童相談所(今治市子ども家庭センターなどの児童福祉機関)」42.7%などの順になっています。

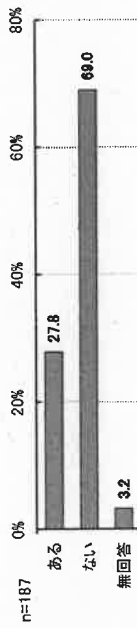
また、「どれも知らない」は26.5%となっています。



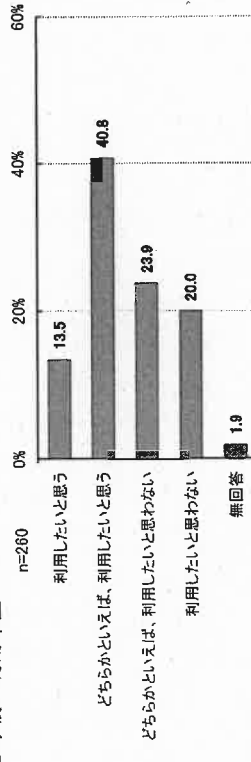
Q9 これらの機関（育成支援機関等）を利用した経験、そして利用希望はありますか。（1つに○）

育成支援機関等の利用経験についてみると、「ある」27.8%、「ない」69.0%となっています。また、育成支援機関等の今後の利用希望についてみると、利用したい（「利用したいと思う」＋「どちらかといえば、利用したいと思う」）54.3%、利用したくない（「利用したくないと思う」＋「どちらかといえば、利用したくないと思う」）43.9%で、利用したいと回答した人が10.4ポイント多くなっています。

○利用経験



○今後の利用希望

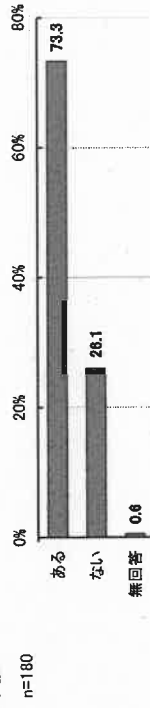


Q10 結婚希望はありますか。結婚していない理由はなんですか。（1つに○）

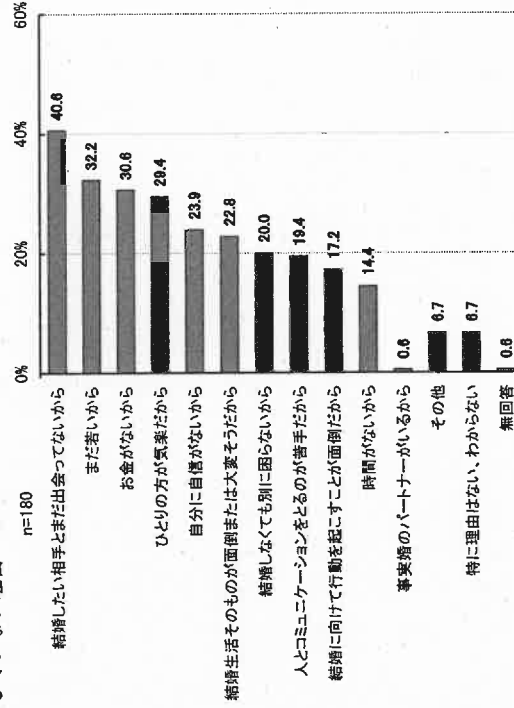
結婚希望についてみると、「（結婚希望が）ある」73.3%、「（結婚希望が）ない」26.1%となっています。

また、結婚していない理由についてみると、「結婚したい相手とまだ出会っていないから」の割合が40.6%と最も高く、次いで「まだ若いから」32.2%、「お金がないから」30.6%などの順になっています。

○結婚希望



○結婚していない理由

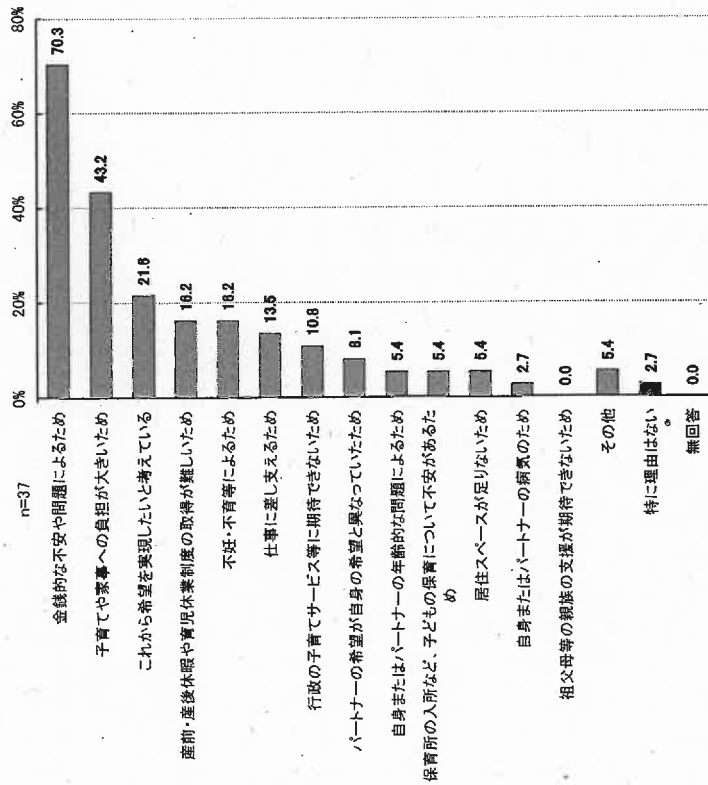


Q11 子どもの人数について、理想の人数に対して現実の人数が少ない理由はなんですか。

(あてはまるものすべてに○)

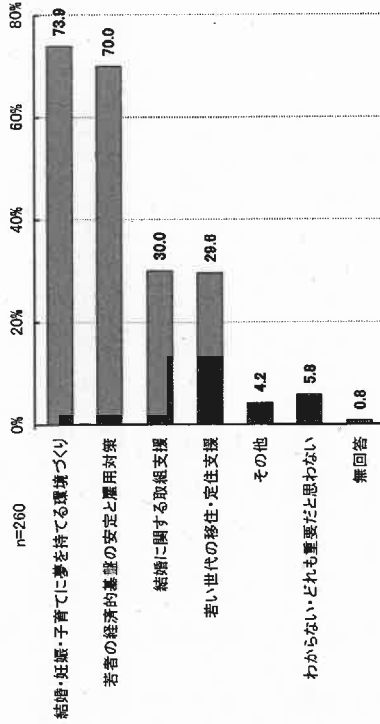
現在の子どもの人数および理想の子どもの人数についてみると、理想では「2人」、「3人」の割合が高くなっているのに対して、現実では「0人」、「1人」が多くなっています。

その理由として、「これから希望を実現したいと考えている」の割合が21.6%となっている一方で、「金銭的な不安や問題によるため」、「子育てや家事への負担が大きい」などの方が高くなっています。



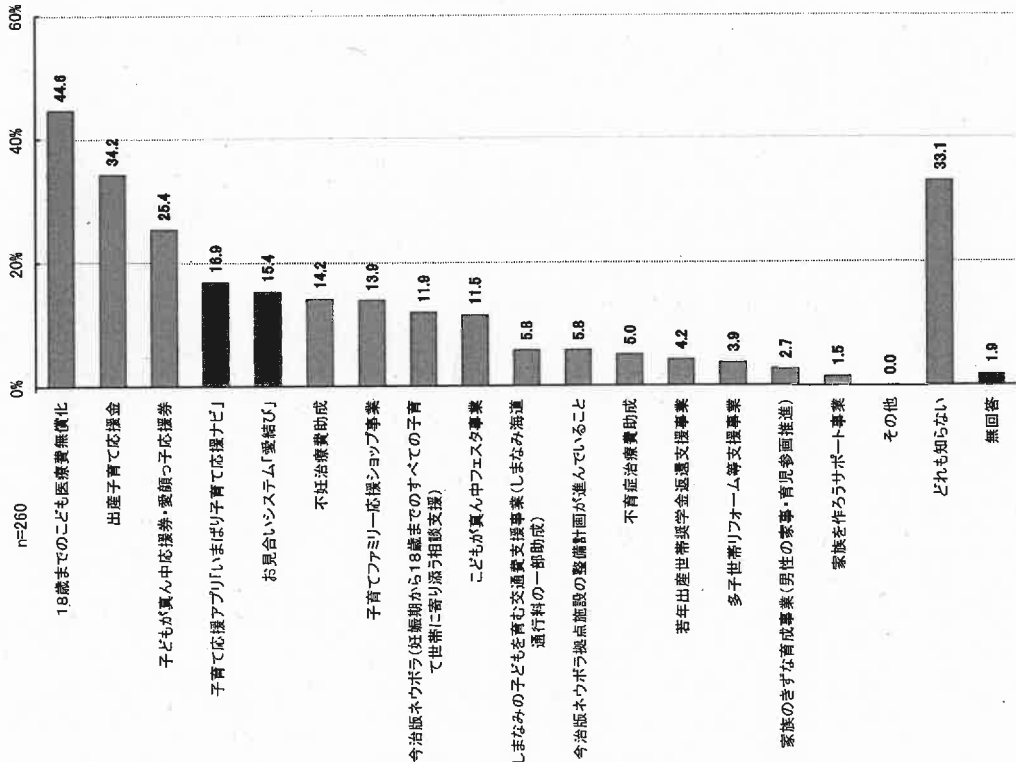
Q12 次の少子化対策のうち、若い世代への取組について、あなたが重要だと思う取組を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

重要だと感じる少子化対策における若い世代への取組についてみると、「結婚・妊娠・子育てに夢を持てる環境づくり」、「若者の経済的基盤の安定と雇用対策」の割合が高く、どちらも7割以上となっています。



Q13 少子化対策として今治市が実施している事業のうち、知っている事業を教えてください。
(あてはまるものすべてに○)

今治市の少子化対策関連事業の認知状況についてみると、「18歳までの子ども医療費無償化」の割合が44.6%と最も高く、次いで「出産子育て応援金」34.2%、「子どもが真ん中応援券・笑顔っ子育て応援券」25.4%などの順になっています。
また、「どれも知らない」は33.1%となっています。



(3) 子どもの生活状況調査結果

■ 調査概要

調査地域	今治市全域
調査対象者	小学生 中学生 保護者
抽出方法	今治市内の小学校に通う小学5年生 今治市内の中学校に通う中学2年生 上記小・中学校児童生徒の保護者
調査時期	令和6年6月7日～令和6年6月21日
調査方法	学校を通じての配布・回収
配布数	小学生：1,102件、中学生：1,061件、保護者：2,163件
有効回収率	小学生：942件 85.5%、中学生生徒：800件 75.4%、 保護者：1,250件 57.8%

保護者・子供の生活状況について、全国調査結果から導き出された実態と比較し、今治市の現状を分析しています。追加資料として、「等価世帯収入」の水準と「親の婚姻状況」別に比較分析を行っています。

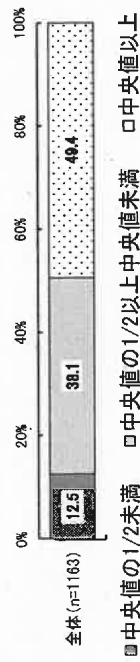
- 分析の結果は以下の通りです。
- 世帯収入の水準や親の婚姻状況によって、子供の学習・生活など様々な面で影響を受けています。
 - 特に等価世帯収入が「中央値の 1/2 未満」と収入が低い世帯や、ひとり親世帯では、親子ともに多くの困難に直面しています。

◎ 等価世帯収入の算出結果

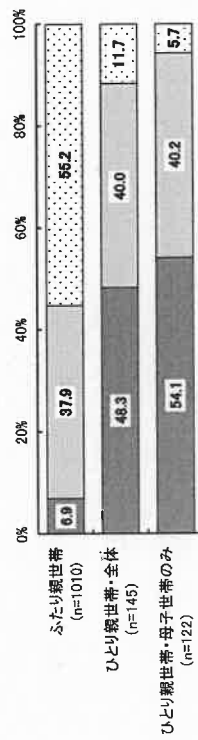
分類	今治市	国
中央値となる等価世帯収入	267.4 万円	317.5 万円
中央値の 1/2 となる等価世帯収入	133.7 万円	158.8 万円
中央値の 1/2 未満	12.5%	12.9%
中央値の 1/2 以上中央値未満	38.1%	36.9%
中央値以上	49.4%	50.2%

調査結果

・ 今治市の等価世帯収入の水準



・ 今治市の世帯の状況別、等価世帯収入の水準

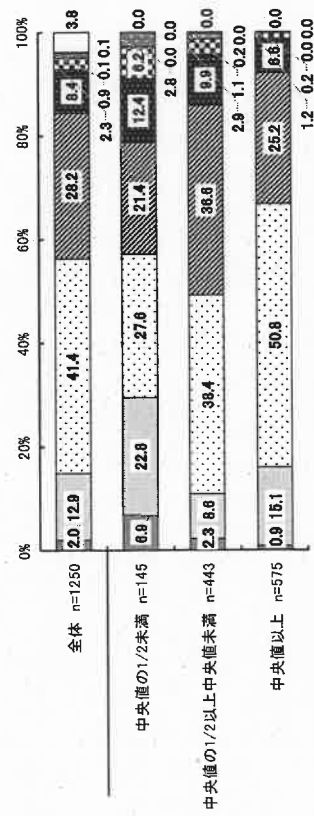


■ 中央値の1/2未満 □ 中央値の1/2以上 中央値未満 □ 中央値以上

● 世帯人員について

「2人」又は「3人」と回答した割合は、もっとも収入の水準が低い世帯では、回答者の約3割となっています。

- ・ (全体) 2人+3人=14.9%
- ・ (中央値の1/2未満) 2人+3人=29.7%

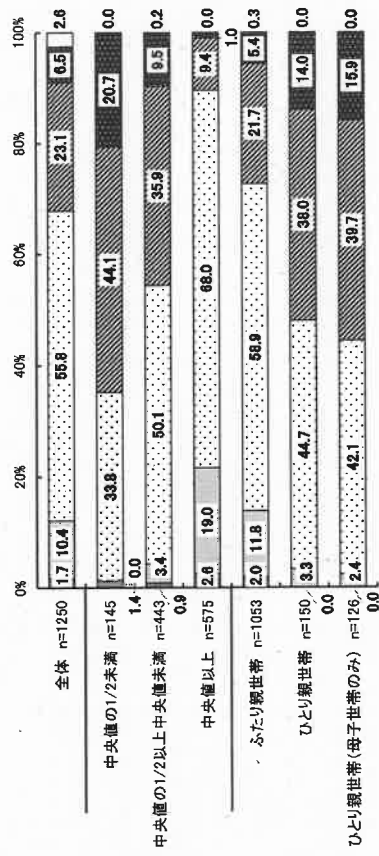


■ 2人 □ 3人 □ 4人 ■ 5人 ■ 6人 ■ 7人 ■ 8人 ■ 9人 ■ 10人以上 □ 無回答

● 現在の暮らしの状況について

「苦しい」又は「大変苦しい」と回答した割合は、もっとも収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、回答者の半数以上となっています。

- ・ (全体) 苦しい+大変苦しい=29.6%
- ・ (中央値の1/2未満) 苦しい+大変苦しい=64.8%
- ・ (ひとり親) 苦しい+大変苦しい=52.0%



■ 大変ゆとりがある □ ゆとりがある □ ふつう ■ 苦しい ■ 大変苦しい □ 無回答

● 食料・衣類が買えなかった経験や公共料金の未払いについて

収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、「食料が買えなかった経験」や「衣服が買えなかった経験」、「公共料金の未払い」が発生する割合が高くなっています。

- 食料
 - ・ (全体) よくあったときどきあった=7.6%
 - ・ (中央値の1/2未満) よくあったときどきあった=27.6%
 - ・ (ひとり親) よくあったときどきあった=15.3%
- 衣類
 - ・ (全体) よくあったときどきあった=9.0%
 - ・ (中央値の1/2未満) よくあったときどきあった=28.3%
 - ・ (ひとり親) よくあったときどきあった=17.3%
- 公共料金
 - ・ (全体) 未払い=電気3.1%、水道3.5%、ガス2.3%
 - ・ (中央値の1/2未満) 未払い=電気13.8%、水道16.6%、ガス11.7%
 - ・ (ひとり親) 未払い=電気8.7%、水道11.3%、ガス8.0%

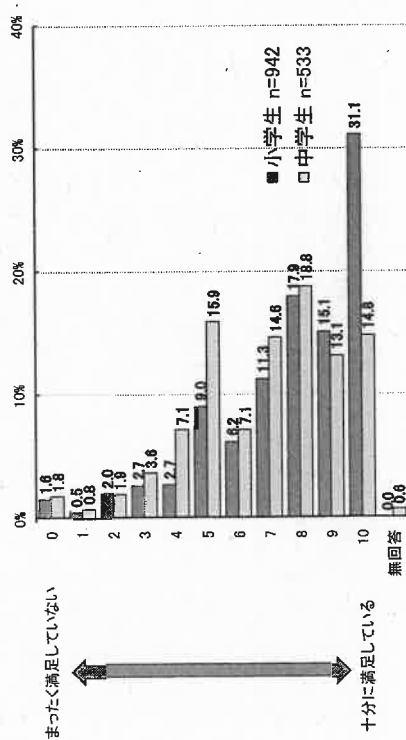
●将来の進学先について

収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、「高校まで」と考えている方は全体よりも高くなる傾向がみられ、「大学まで」と考えている方は全体よりも低くなる傾向がみられます。

- ①高校まで
(全体) 小学生 22.1% 中学生 26.0% 親 15.4%
(中央値の1/2未満) 小学生 26.5% 中学生 40.7% 親 33.8%
(ひとり親) 小学生 29.6% 中学生 24.6% 親 27.3%
- ②大学まで
(全体) 小学生 21.8% 中学生 30.5% 親 42.3%
(中央値の1/2未満) 小学生 13.2% 中学生 13.0% 親 22.1%
(ひとり親) 小学生 15.5% 中学生 35.1% 親 30.0%

●生活の満足度について

小学生をみると、『満足度が高い』(「7」～「10」の合計)の割合は、全体で75.4%となっています。また、等価世帯収入や世帯別にみても、6割以上の方が『満足度が高い』となっています。中学生をみると、『満足度が高い』(「7」～「10」の合計)の割合は、全体で61.3%となっています。また、等価世帯収入や世帯別にみても、5割以上の方が『満足度が高い』となっています。



(小学生の回答)

	全体 n=942	中央値の 1/2 未満 n=68	中央値の 1/2 以上中 央値未満 n=218	中央値以上 n=288	ふたり親世帯 n=529	ひとり親世帯 n=71	ひとり親世帯 (母子世帯のみ) n=59
0	1.6	2.9	2.3	0.7	1.3	2.8	3.4
1	0.5	1.5	0.0	0.0	0.0	1.4	1.7
2	2.0	2.9	3.2	1.4	2.1	2.8	3.4
3	2.7	1.5	2.3	2.8	2.8	1.4	1.7
4	2.7	1.5	2.3	2.4	2.1	4.2	5.1
5	9.0	13.2	9.6	5.6	7.4	16.9	11.9
6	6.2	4.4	5.1	8.7	7.0	5.6	6.8
7	11.3	13.2	11.5	10.8	11.5	5.6	6.8
8	17.9	22.1	17.9	14.9	16.5	18.3	18.6
9	15.1	16.2	13.3	15.6	15.1	15.5	13.6
10	31.1	20.6	32.6	37.2	34.2	25.4	27.1
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(中学生の回答)

	全体 n=800	中央値の 1/2 未満 n=54	中央値の 1/2 以上中 央値未満 n=166	中央値以上 n=218	ふたり親世帯 n=394	ひとり親世帯 n=57	ひとり親世帯 (母子世帯のみ) n=49
0	1.8	1.9	1.8	1.4	1.5	1.8	0.0
1	0.8	0.0	1.8	0.9	1.3	0.0	0.0
2	1.9	3.7	0.6	1.8	1.5	1.8	2.0
3	3.6	5.6	3.6	2.8	2.8	5.3	6.1
4	7.1	5.6	4.2	6.4	5.1	7.0	8.2
5	15.9	16.7	13.3	14.2	12.9	22.8	20.4
6	7.1	9.3	7.8	6.9	8.1	1.8	2.0
7	14.6	7.4	18.1	13.3	16.2	8.8	10.2
8	18.8	20.4	19.9	18.8	19.3	17.5	18.4
9	13.1	18.5	12.1	16.1	13.7	22.8	20.4
10	14.8	11.1	16.9	17.4	17.5	10.5	12.2
無回答	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

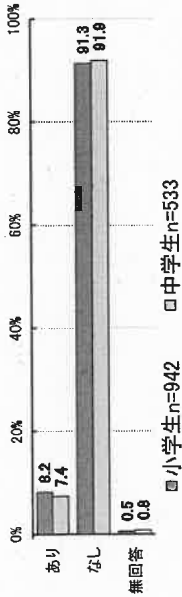
（親の回答）

『満足度が高い』（「7」～「10」の合計）の割合は、全体で51.1%となっています。一方で、『満足度が低い』（「0」～「3」の合計）の割合は、全体が13.8%に対し、「中央値 1/2 未満」では34.4%、「ひとり親世帯」では25.4%と満足度が低い傾向がみられます。

	全体 n=1250	中央値の 1/2 未満 n=145	中央値の 1/2 以上中 央値未満 n=443	中央値以上 n=575	ふたり親世帯 n=1053	ひとり親世帯 n=150	ひとり親世帯 （母子世帯のみ） n=126
0	1.7	5.5	1.8	0.2	1.2	3.3	4.0
1	1.3	5.5	1.4	0.4	0.9	4.7	4.8
2	3.7	10.3	4.5	1.0	3.3	6.7	7.9
3	7.1	13.1	9.3	4.4	6.9	10.7	11.1
4	6.3	10.3	7.5	4.2	6.0	9.3	10.3
5	17.3	22.1	21.9	13.7	18.0	15.3	15.9
6	8.6	10.3	9.7	8.0	8.3	12.0	11.9
7	15.4	9.0	13.8	18.6	15.5	18.0	17.5
8	21.1	6.9	17.8	29.6	23.6	10.7	9.5
9	7.5	2.8	6.8	10.3	8.2	4.7	2.4
10	7.1	4.1	5.4	9.4	7.8	4.0	4.8
無回答	2.8	0.0	0.2	0.4	0.4	0.7	0.0

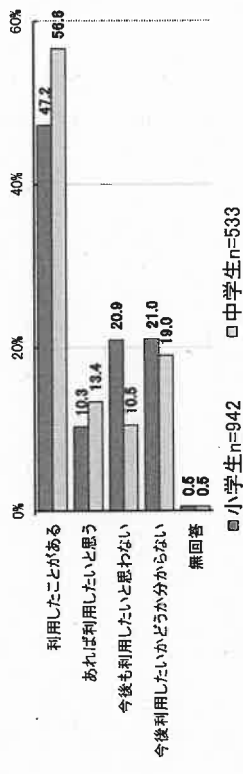
●家族からの愛情について

家族の誰からも愛されていない、大切にされていない、支えてもらえないと感じることについてみると、「あり」の割合が小学生が8.2%、中学生が7.4%となっています。一方、愛されてる、大切にされている、支えてもらえると感じている割合は、小学生91.3%、中学生91.9%となっています。



●居場所について

自分や友達の家以外で平日の夜や休日を過ごすことができる場所（放課後児童クラブや児童館）利用についてみると、「利用したことがある」の割合が小学生47.2%、中学生56.6%と最も高く、約5割となっています。次いで、小学生、中学生ともに「今後利用したいかどうかかわからない」が高く、それぞれ21.0%、19.0%となっています。



基本目標ごとの成果指標

基本目標	成果指標	現状 (R6 年)	目標 (R11)
こども・若者の、多様な人格・個性を尊重し、権利を守る	家族から愛されている、大切にされていると感じるこどもの割合 (こども)	小学生 91.3% 中学生 91.9%	向上
	「今の自分が好きだ」と思う人の割合 (自己肯定感の高さ) (若者)	63.0%	70%
こどもや若者、子育て世帯のライフステージに応じた切れ目のない支援	子育ての環境や支援への満足度 (保護者)	未就学児保護者 24.9% 小学生保護者 24.4%	向上
こどもの良好な成育環境の確保と、貧困と格差の解消	最近の生活について満足度が高い人の割合 (こども)	小学生 75.4% 中学生 61.3%	70%
	平日の放課後や休日を過ごすことができる場所 (児童館等) を利用したことがある人の割合 (こども)	小学生 47.2% 中学生 56.6%	向上
若い世代が安心して結婚、子育てに関する希望を持てる今治へ	自分の将来について明るい希望を持っている人の割合 (若者)	68.1%	80%

こども・若者意見聴取の結果 について

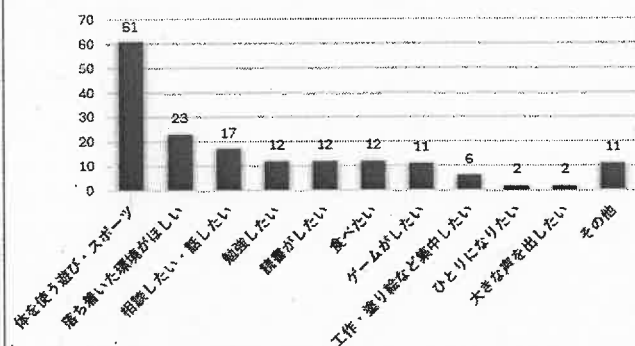
こどもの意見BOX 市内7か所の児童館に居場所についての意見箱を設置したところ（令和6年8月中）、全ての児童館から総数131人のこどもの意見を集めることができました。結果については以下のとおりです。

●居場所に求めるものについて

- ・大きな声をだせるところ、思い切り走り回れるところ
- ・れいぼうがきいている所
- ・気楽になやみ相談できるところ
- ・友達とおしゃべりができるところなど

（複数回答）

居場所に求めるもの

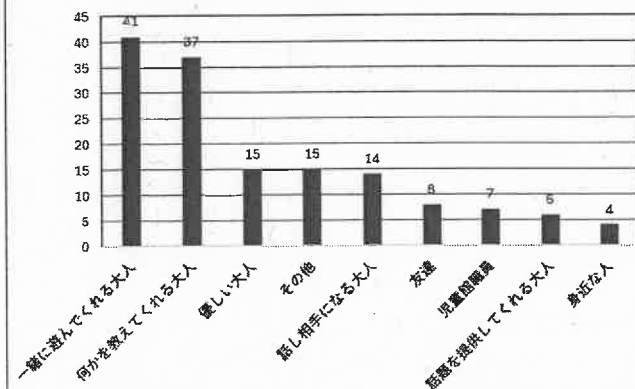


●居場所にどんな人がいてほしいかについて

- ・いっしょにあそんでくれる人
- ・分からないことがあったら教えてくれる人
- ・はなしをきいてくれるひと
- ・かならずへやに1人先生がいてほしいなど

（複数回答）

居場所にどんな人がいてほしいか



こどものいけんBOX



いえ、がっこう、いけん、いばしょ
家や学校以外の居場所について、あなたの意見をきかせてください。
今治市は、子どもや若者に住みやすいまちにしていけるための取り組みについて考えています。
子どものみなさんが住みやすいまちにしていけるために、みんなが安心してすごせる場所が大事だと思っています。

いえ、がっこう、いけん、いばしょ
家や学校以外で安心してすごせる居場所について、
みなさんの意見を教えてください

意見は自由です。どんな意見でもおこられたり、せめられることはありません。
みなさんの意見を参考にしていきたいと思います。

○こんな居場所があったらいいと思うのはどんなところですか。

(本がゆつくりよめるところ、ひとりでしずかにすごせるところ、思い切り走り回れるところ、
ともだちとおしゃべりができるところ、なやみをそうだんできるところ など)

○その居場所にどんな人がいてくれるといいかおしえてください。

(はなをきいてくれる人、いっしょにあそんでくれる人、べんぎょうを教えてくれる人 など)



いまばり♡ネウボラ
Instagram

何年生かおしえてください。

2

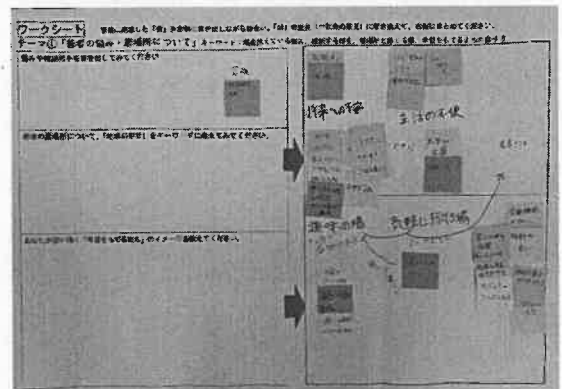
若者意見ヒアリング 今治市外に在住の大学生8人を集め「若者の悩み・居場所について」「結婚観・子育てについて」意見ヒアリングを行いました。ワークショップ形式で意見発表を行いました。

○テーマ①「若者の悩み・居場所について」

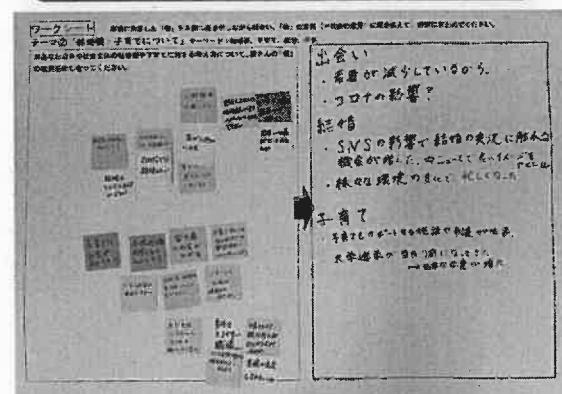
- 若者の悩み・相談相手の意見
 - ・将来のこと（進級や就職）
 - ・生活の不便さ（交通の便、遊ぶところ、人が少ない）
- 若者の居場所
 - ・地域の居場所（カフェ、公園、居酒屋など）
 - ・趣味の居場所（スタジアム、部活、サークル、オンラインコミュニティ）

○テーマ②「結婚観・子育てについて」

- 結婚についての意見
 - ・奨学金が結婚の邪魔になる
 - ・結婚が当たり前と思っていたが、結婚をそもそもすべきかどうかわからない
 - ・結婚を考える前に出会いがないと結婚はできない
 - ・若者が少なく出会いの場がない
- 子育てに対する考え
 - ・子育てにお金がかかりそう
 - ・子どもを自分たちのように大学に行かせるなら費用が大変
 - ・子育てのとき、親以外に助けてくれる人がいるのか
 - ・支援が充実しているのか不安



支援の充実と若者にも届くポジティブな
情報発信が必要



3

今治市こども計画「若者意見のヒアリング」



1 実施概要

■日時・会場

令和6年9月13日（金）10時30分～12時00分

今治市役所本庁第1別館10階101会議室

■対象者について

- ・今治市外・市内在住の18～22歳（大学生）
- ・参加人数 8名

■事業主催者と参加者

今治市役所 こども未来部 こども未来政策局 ネウボラ政策課 担当：本宮、小島

委託先事業者 リージョナルデザイン株式会社

2 ワークショップの進行について

（1）タイムテーブル

開会・挨拶		3分
自己紹介		10分
ワークショップ ワールドカフェ式	セッション1	20分
	セッション2	20分
	まとめ	20分
各テーブルでまとめ発表		15分
閉会		

（2）ワークショップのテーマ

○テーマ①「若者の悩み・居場所について」

- ・悩みや相談相手
 - ・若者の居場所
 - ・あなたが思い描く「希望をもてるまち」のイメージ

○テーマ②「結婚観・子育てについて」

- ・あなた自身や社会全体の結婚観
 - ・子育てに対する考え

今治市こども計画策定に向けて今後の予定

		5月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
①	委託事業者選定	○										
②	アンケート調査			←→								
③	若い世代への意見聴取				←→				↔			
④	子ども子育て会議開催				○			○				
⑤	骨子案作成				○							
⑥	素案作成							○				
⑦	パブリックコメント									←→		
⑧	市議会（委員協議会）								○			
⑨	市長への答申											○

※今後、文言の修正や各課事業の記載を調整し、令和7年1月にパブリックコメントを行う予定です。パブリックコメントの結果等を受け最終案を取りまとめ、令和7年3月に市長に答申となります。

※子ども・子育て会議については愛媛県のこども計画との整合性において調整が必要な場合など、必要に応じて開催させていただきます。

第1回子ども・子育て会議資料の差し替え

■年少人口の推移と推計

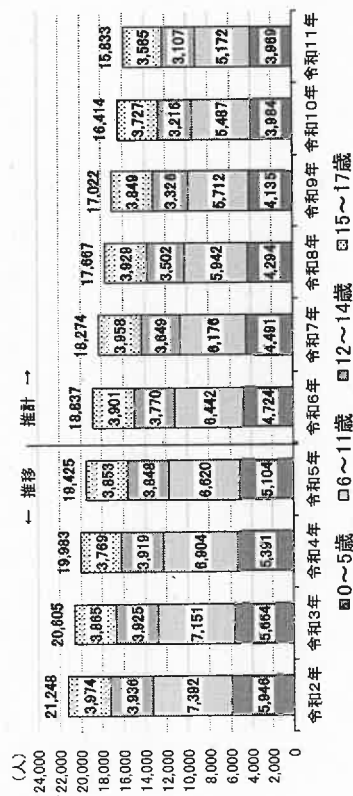
資料3-1

市の年少人口は減少傾向が続いています。

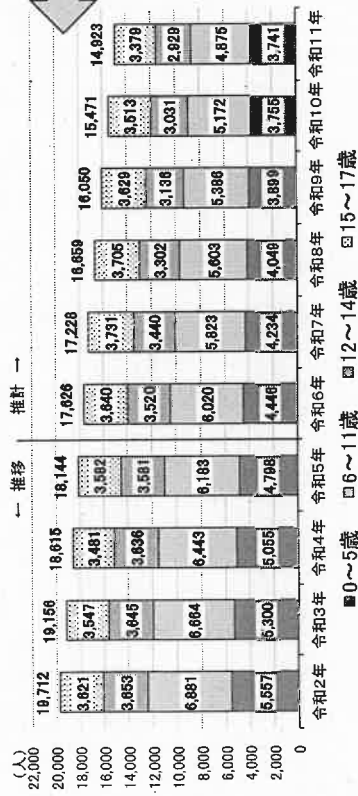
令和5年の0～17歳の人口は、19,425人となっており、令和2年と比べ1,823人減少、減少率8.6%となっています。コーホート変化率法※による推計値をみると、令和11年には15,833人となっており、令和5年に比べて3,592人減少し、減少率18.5%となっています。

※コーホート変化率法とは、過去における実績人口動態から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

<全体>

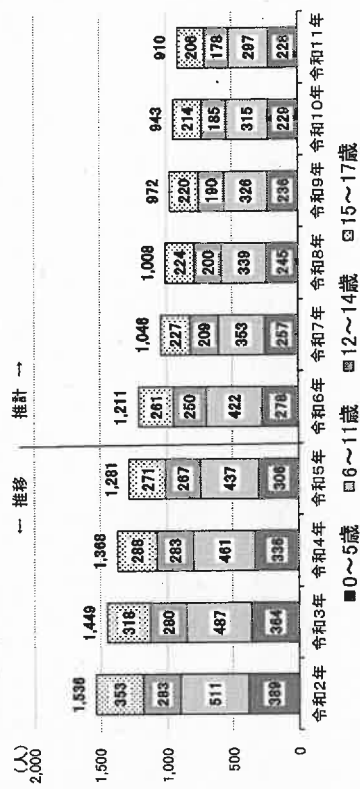


<陸地部>



陸地部の数値に誤りがありました。
こちらが正しい数値です。

<島しょ部>





「今治こども公園おひさまパーク」オープニングイベントの開催について

12月22日(日)開園予定の「今治こども公園おひさまパーク」は、今治版ネウボラの遊び場サテライトとして、乳幼児から児童まで幅広い層を対象にした遊具を多く設置し、たくさんのこどもたちから利用される公園となるよう整備を進めてきました。多くのこどもたちに来園してもらえるよう、開園日にオープニングイベントを実施します。

- 開催日時 : 2024年12月22日(日) 9時30分～14時00分
- 開催場所 : 今治こども公園おひさまパーク (バリクリーンの隣)
- イベント内容

○オープニングセレモニー (9:45～10:00)

- ⇒「おひさまパーク」考案者に感謝状贈呈
- ⇒テープカット
- ⇒公園開放宣言

○ゆるキャラたちと記念撮影 (①10:00～ ②11:30～)

- ⇒バリィさん、みきちゃん、わたる
- ⇒各遊具で記念撮影

○もじさがしラリー (10:00～12:00)

- ⇒複合遊具で文字探し
- ⇒全て見つけた人には景品贈呈 (先着300人)

○はたらくくるま出展 (9:30～12:00)

- ⇒警察署
 - ・パトカー
 - ・白バイ
 - ・移動交番車
 - ・子供用制服貸出・撮影
- ⇒自衛隊
 - ・1/2tトラック
 - ・子供用制服貸出・撮影
 - ・VR体験
- ⇒消防署
 - ・消防車(ポンプ車)
 - ・救急車

○キッチンカー出展による飲食提供 (9:30～14:00)

- ⇒パラソル等により飲食スペースも設置

複合遊具



今治版ネウボラの遊び場サテライト

みんなが笑顔に包まれる場所へ



乳幼児が安心して遊べる遊び場

降がみんなで

いまばり公園等 リノベーションイメージマップ

続々整備中!

地域の特徴を生かした公園整備を行うためエリアを4つに分けました。整備は「公園利用者アンケート」の意見を盛り込みながら、子育て世代に寄り添って進めます。

凡例

- : メインベース
- : サブベース



シーサイドエリア

- 市外からも遊びに来なくなるインパクトのある遊具
- 近いオーブンスペースを活用し親子で交流できる広場
- 愛称で親しまれる遊具



すくすくガーデン



すくすくガーデン

アイランドエリア

- 子どもの遊びを通して
同世代の親子が交流できる場所
- くつろぎながら交流できる広場



アーバンエリア

- 幼少期から自転車に親しめるサイクルコーナー
- スケートボードの練習ができる場



すくすくガーデン



すくすくガーデン



アイランドエリア

波方・大西・菊間

シーサイドエリア

清方公園



すくすくガーデン

瓦のふるさと公園

アーバンエリア

しまなみアースランド



すくすくガーデン

フォレストエリア

- 冒険心をかきたて運動能力が伸びる遊具
- スペースを活用した室内遊び場



明倉船のふるさと公園

朝倉・玉川

フォレストエリア

玉川緑舎公園

※写真は今後の公園のイメージです。

アクセス MAP



運営組織：今治版ネウボラ相談サテライトモデル事業
子育てひろばハピ

開館時間：10:00～15:00 月～土曜日
ただし、祝日・年末年始は休館します。

所在地：愛媛県今治市にぎわい広場 イオンモール今治新都市

TEL：0898-24-2951 FAX：0898-24-2933

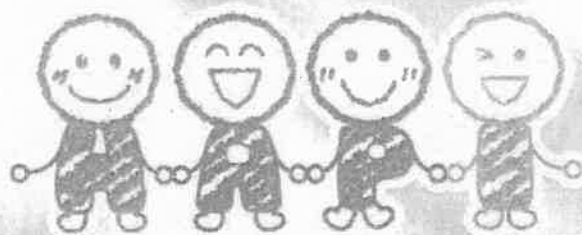
MAIL：kosodate@aroma.ocn.ne.jp

MAIL QR→



今治版ネウボラ相談サテライトモデル事業

子育てひろばハピ



妊婦さんから乳幼児
(おおむね3歳未満)の子育て家庭が
気軽に集い、遊ぶことができる場所

利用無料

イオンモール今治新都市1階

